

令和2年第2回京丹波町議会定例会（第2号）

令和2年 6月 2日（火）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 谷 口 勝 巳 君
- 4 番 隅 山 卓 夫 君
- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 坂 本 美 智 代 君
- 7 番 鈴 木 利 明 君
- 8 番 西 山 芳 明 君
- 9 番 北 尾 潤 君
- 10 番 山 下 靖 夫 君
- 11 番 東 まさ子 君
- 12 番 山 田 均 君
- 13 番 谷 山 眞 智 子 君
- 14 番 篠 塚 信 太 郎 君
- 15 番 森 田 幸 子 君
- 16 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（15名）

町	長	太田	昇	君
副町	長	谷	俊明	君
参事		中尾	達也	君
参事		山森	英二	君
企画財政課	長	松山	征義	君
総務課	長	長澤	誠	君
税務課	長	豊嶋	浩史	君
住民課	長	久木	寿一	君
保健福祉課	長	岡本	明美	君
こども未来課	長	木南	哲也	君
医療政策課	長	中川	豊	君
にぎわい創生課	長	栗林	英治	君
上下水道課	長	山内	善博	君
教育	長	樹山	静雄	君
教育	次長	堂本	光浩	君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	藤田	正則
書記	山口	知哉
書記	山本	美子

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。また、議場内の換気を行うため、カーテンを開け、窓を常時、少し開けた状態としております。ほかにも、会議の休憩を小まめに取り、休憩中に議場内の全体空気換気をさせていただきます。今回の定例会より感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

また、傍聴席におきましては、傍聴席を1席ずつ離れた空間を取った配置としております。ご理解とご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

併せて、本日の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を少しでも回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれては、本日の議案に対して、簡潔明瞭な質疑応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご理解とご協力をお願いいたします。

執行部の出席者についても、密を避けるためにご協力と調整をいただいております。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

5月29日に議会広報常任委員会が開催され、広報発行に向け会議が行われました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

ただいまから、本日の本会議における議員につきましても、感染予防対策として密を避けるため、議員7名に別室に移動いただき、テレビモニターでの視聴をいただきます。あらかじめ連絡しておりますとおり、7人の議員の移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時04分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

現在、着席いただいている席を本日午前中の席順といたします。

《日程第2、一般質問》

○議長（梅原好範君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、森田幸子君の発言を許可します。

15番、森田幸子君。

○15番（森田幸子君） 公明党の森田幸子でございます。皆様、改めまして、おはようございます。ただいまより、令和2年第2回京丹波町議会定例会における私の一般質問を通告に従って行ってまいります。

初めに、新型コロナウイルス対策について。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための緊急事態宣言が発出され、大変な思いをしながらも、全国民の皆様のご理解とご協力のおかげで、感染拡大が減少し、宣言が解消となりました。日常の生活への影響は、全ての人々に深刻に及んでいます。

そこで、本町においても、休業要請に伴う事業者の減収や、家庭での水道使用量等の増加による負担軽減を目的とした、町内の全世帯と事業者を対象に、上水道の5月から7月分の基本料金を無料にする考えはないか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） おはようございます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、一時的に水道料金や下水道料金のお支払いが困難となる事情がある方に対しましては、令和2年の3月の検針分、4月に請求をさせていただく分からですけれども、支払いの猶予を行っているところでありまして、全世帯と事業者を対象として、一律に上下水道料金の基本料金を無料にするということは考えていないところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 国のコロナ支援である、全ての人に、1人当たり10万円を支給する特別定額給付金は、一律に給付されることで、日本で暮らす全ての人の命と暮らしを守り、安心と意欲を生むことにつながり、多くの皆様から喜びの声を聞いております。上水道の基本料金を無料とする支援は、全町民を対象とした命を守る対策と考えます。本町の上水道事業の厳しさも理解しているところではありますが、大変なこのときにこそ、思い切った対策

を講じていくことも大事と考えますが、再度、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 基本的な考え方としましては、先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。無料にしますと相当なコストがかかって、水道料金自体、その事業にかかる費用自体が減るわけではありませんで、それをどこかから補填をしていくということになりますので、そういう意味で、本当に困っている人に対して支援をしていくということで、ご理解をいただきたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 次に、新生児聴覚検査について。

赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です。生まれつき両側の耳の聞こえに異常がある赤ちゃんは、1,000人に1人から2人とされています。この検査により、聴覚の異常を早期に発見し、適切な治療を行うことで、言葉の発達への大きな効果が期待できます。聞こえの障害は目に見えず、発見が遅れがちですが、早期に発見するためにも、新生児聴覚検査を受けることが最も重要であります。

そこで、本町の新生児聴覚検査の受診者数、未受診者数、受診率と検査結果をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 令和元年度の受診者数等につきましては、出生数が51人に対しまして検査を受けられたということが、確認ができていたのが47人ということで、受診率につきましては92.2%となるかというふうに思います。

その検査の結果につきましては、再検査が必要となりました新生児については3人で、うち2人は異常がないと確認をされたところではありますが、1人につきましては現在、経過観察中というふうにお聞きをしておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 本町のように出生者数の少ない町であっても、そういった経過を見ていただくという赤ちゃんもおられるとお聞きしました。初回検査（出産後3日以内）と確認検査（1週間以内）は地方交付税措置の対象となっている検査であります。1人も漏らさず検査を受けられるよう、そのためにも公費負担の実施をする考えはないか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新生児の聴覚検査によって聴覚障害を早期に発見して、適切な支援が行われた場合につきましては、音声言語の発達などへの影響が最小限に抑えられるというふうに言われておるところであります。検査費用の公費の負担につきましては、他の市町等の状況も踏まえながら、検討は行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 京都府下26市町村の中、与謝郡の与謝野町と伊根町が実施されております。また、京都市においては本年の4月から公費負担を実施されました。本当に大事な赤ちゃんの聞こえの検査でありますので、また近隣市町の状況を見ながらと言いながらも、本町においては赤ちゃんのこの大事な検査を、ほかの市町村の先陣を切って実施していただくように、再度、町長にお願いしますが、いかがでしょうか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。状況を見ながら検討は行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 市区町村じゃなくて、管理もまた京都府の指導とか、いろいろ体制も遅れがちと言われておりました。本当に先陣を切って、京丹波町でこの検査を進めていただくようお願いしまして、次の質問に行かせていただきます。

受動喫煙対策について。

改正健康増進法が令和2年4月から全面施行されました。受動喫煙による健康被害を防ぐことが最大の目的であります。飲食店や職場、鉄道、ホテルのロビーなど、不特定多数の人が利用する施設は、一定要件を満たした喫煙専用室を除き、原則屋内禁煙となりました。

飲食店のうち、個人または中小企業が経営し、客室面積100平方メートル以下などの条件を満たす既存の小規模店は、店頭で喫煙ができることを表示すれば、例外として喫煙が認められます。

一方、新規店舗は、規模にかかわらず規制されます。既に昨年の7月から、学校や児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎などは屋内だけでなく、敷地内が禁煙となっております。改正法は、これに加え、従業員を含む20歳未満の喫煙専用室への入室禁止なども定めています。

改正法施行により、体への影響が特に懸念される子どもや持病のある人をはじめ、国民の健康を守る仕組みが一層強化されることになりました。条例で、国よりも厳しく規制をする自治体もあります。皆さんご存知のように、東京都は、4月から店舗の面積に関係なく、従業員を雇う全ての飲食店を原則禁止としています。

これからは喫煙者の自覚も一段と重要になってきます。自身の嗜好によって周囲の人が健康を害したり、我慢している場合があります。マナーを守って喫煙するのは当然と考えます。そこで、以下のことについて伺ってまいります。

1点目は、小中学校、病院も含め、公共施設の敷地内の受動喫煙対策をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 役場の本庁及び各支所等につきましては、労働安全衛生法及び健康増進法の一部を改正する法律に基づきますとともに、国のガイドラインにあります技術的基準等に則した「特定屋外喫煙場所」を設置して対策を講じておるところでございます。

また、京丹波町病院、和知診療所ともに、平成19年11月から敷地内は全面禁煙としておりまして、敷地内での表示をしておりますほか、お知らせ版や広報紙などにも掲載をしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 町内の小中学校におきましては、平成19年から終日敷地内禁煙を実施しております。また、公民館等集会の用に供する施設及び体育館につきましては、屋内は禁煙、屋外は受動喫煙に配慮し、喫煙場所を指定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 公共施設とか病院などは、受動喫煙対策を行っているとのことですが、この改正法の健康増進法によりますと、屋外で喫煙できるのは、受動喫煙禁止の対策が講じられているところと限っております。そうした受動喫煙対策が取られた場所にあるのかどうか、再度お伺いします。

学校においても、今、教育長から言っていただきましたが、そうした受動喫煙の対策は講じられているのか。また、学校の敷地内で、全然そうした場所がないところにおけます喫煙者の喫煙というのはどのようにされているのか、その点お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、喫煙をすることができる場所が区画されているかどうかということで、パーティション等による区画を行っております。また、喫煙をすることができる場所である旨を記載しなければならないということで、標識の掲示を行っております。

それと、公共施設につきましては、第1種施設ということになるんですが、役場に来られる方が、通常、立ち入らない場所に設置する。例えば建物の裏でありますとか、屋上ということになっておるんですが、本町につきましては建物の裏といいますか、人目につかない場

所に設置をしておるということで、先ほど町長が申しましたように、技術的な基準を満たしての設置をさせていただいておるところであります。

また、外気の流入が妨げられる場所でありましたり、屋根がある建物、また、側壁がおおむね半分以上覆われているというような内部、いわゆる内部的な部分は避けて設置するというふうになっておりまして、そのあたりも考慮しながら設置させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまのご質問でございますけれども、学校におきましては、敷地内全てで禁煙ということですので、たばこを吸うことはできないということでございます。また、外部からの学校へ来られたお客様につきましても、例えばPTAでしたら、総会とかいろいろな機会に、学校の敷地内ではそういうことをしているので、ご理解とご協力をくださいということ、定期的にお知らせをさせていただいて、ご協力をいただいているということでございます。

また、たばこを吸う先生が随分少なくなっはきておりますが、先生方も敷地内で吸うことについては禁止をしておりますので、それに対応しているものと承知をしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 受動喫煙対策というか、皆さんが煙を吸ってしまわないように工夫しているようなことを今おっしゃいましたが、この改正法を見てまして、私の認識では、受動喫煙対策の措置を講じられているところと限定されていると理解しております。室内のように煙が外に出ない対策をして、きちんとした措置を取ったところなのか、みんなに目につかない庁舎の裏側で、灰皿がそこに置かれているだけのところなのか、その点お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほど来も申し上げましたとおり、技術的な基準というのを定めておりまして、基本的には灰皿も置かなくてよいということになっております。しかしながら実質、灰皿は必要でありますので置いてありますが、煙が籠もらない場所を確保しつつ、先ほど申しましたような対策を講じて設置しているところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 次に、学校においては、児童の禁煙・防煙教育を行っている、こ

れまでも聞いております。その効果と課題についてお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 例えば小学校におきましては、5年生、6年生を対象に、保健の学習の時間や喫煙防止教室並びに薬物乱用防止教室等におきまして、喫煙や受動喫煙による健康被害について学習をしているところでございます。

喫煙は健康を害するものだという認識を児童が学ぶ機会となるとともに、各家庭に喫煙者がいらっしゃる場合には、家族の体のことを心配する児童もおりまして、自らの問題として捉えてくれているんじゃないかというふう感じておりまして、深い学びにつながっているものと考えております。継続的に取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 学校でそうした教育を行っているのは、もう町内の全小学校であるかどうか、その点お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまの件につきましては、小学校も中学校も全て、学習指導要領にも明記されておりますので、全ての学校で実施をしているということでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 次に、運動会開催時などの受動喫煙対策についてお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 運動会等のご質問でございますけれども、基本的には学校敷地内禁煙ということですが、このことについては随分周知が進みまして、運動会におきましても、保護者や地域の皆さん、たくさん来ていただきますけれども、ご理解とご協力をいただきまして、受動喫煙の環境にはなっておりません。

しかしながら、時には敷地外での喫煙実態があるという学校もあるように耳にしております。今後も引き続き、学校を通じて受動喫煙の防止に理解を求めていきたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 私も近くの小学校の運動会に行くのですが、敷地外なんです、バケツを灰皿代わりにして、皆さん、たむろして喫煙されているので、入り口の校門の横やったので、これは大変やなという思いをいたしましたし、また、もう二、三年になるかと思いますが、運動会の後の掃除には吸い殻のかすがよく落ちているというようなこともお聞きしましたので、またその点、PTAの方を通じて、児童の健康のためにも、節度ある喫煙を知ってい

ただけるようにお願いします。

次に、体への影響が特に懸念される児童のニコチン検査を実施する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまの質問でございますけれども、たしか平成30年6月議会においても、同様のご質問をいただいたところでございますが、同じお答えになると思いません。各ご家庭に喫煙者がおられる場合、子どもの受動喫煙の危険性が極めて高くなるということは、既に実証されておるようでございまして、児童のニコチン検査を実施する予定はございません。今後におきましても、各小中学校における保健学習等を通じて、喫煙防止教育を一層推進していくことが大切だというふうに考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 今後、児童の健康については、専門の先生もおられるかと思しますので、禁煙・防煙教育をしていただいて先生のご意見を聞いていただき、児童のニコチン検査を実施していただけるよう要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

5番、村山良夫君。

○5番（村山良夫君） 今、議長から発言の許可がありましたので、かねて提出しております通告書に基づきまして、令和2年第2回定例会における私の一般質問を行います。

今回の一般質問に当たっては、今回のコロナ対策等で職員の方が大変だと思ひまして、できるだけ資料作成の事務負担がかからないように配慮しまして、日頃から町長、教育長がリーダーとして、町民の安心・安全のために取り組んでおられる危機管理について、今回の新型コロナウイルス発生という緊急事態によって、この危機管理の盲点といいますか、弱い部分が出てきたと思うんですが、その辺のことについて、どうお考えなのか質問をいたしたいと、このように思います。

まず1点目は、在宅勤務についてです。今回、結果的に聞いていますと、2割から3割のようですが、職員の在宅勤務をしているということでございます。そのことにつきましてお聞きをしたいんですが、現在の事務体制はアナログのために、在宅勤務をするとしても実際、業務ができるのかどうかという問題がありましたが、今どうなっているのかということと、今後のためにも、できるだけ早いこと事務体制をデジタル化すべきだと思ひますが、町長の見解をお聞きします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルス対策の中での本町役場の庁舎におきます在宅勤務でありますけれども、二つの側面があるというふうに考えております。

一つは、新型コロナウイルス感染症対策の基本的処理方針に基づきまして、総務省からの要請によりまして、本町においても業務の継続と接触機会の低減を目的として、出勤者の削減を実施したと。いわゆる接触しないよう分けたという意味合いの在宅勤務であります。

そして、議員がおっしゃっておりますのは、在宅したことによって事務処理が、パソコン等でできなかったのかということだと思いますが、行政の部分では、いまだに対面・紙・判こという文化があるということも事実でございます、それと本庁舎内の電算システムの関係、また、個人情報等の取扱いの関係等もありまして、なかなか在宅勤務を実施する中で、パソコンで処理をするということが難しい状況があったということも確かでございます。

行政でありますので、デジタル一辺倒になるということも難しいわけでありまして、災害等でデジタル機器が使えない場合においてもバックアップが必要になりますので、両方しっかりと準備をしておく必要があるというふうには考えておるところであります。

しかしながら、今回、そういったリモートワークの必要性というのは、今回のコロナウイルスで改めて注目されたところでもありますので、今後、業務を見直して、システムをどういうふうに構築をしていくのか。また、それぞれの仕事をどういうふうにデジタル化といえますか、離れたところでリモートワークができるようにしていくのかということについても、きちっと検証なり分析をしていく必要があるというふうには考えておるところでありまして、今後について、そういった点についても検討はしてまいりたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今回の在宅勤務中に職員の方が何をしておられるのかと伺いましたら、4月の異動で配置が換わった人は、新しい仕事の勉強をさせていただいていると、こういうことだったんですが、これはちょっとお粗末だと思います。今、町長もおっしゃっているように、やはり在宅でも、いわゆるパソコンを使って仕事ができる体制を、これからのために組んでおかなければならないと思います。

皆さん、町長も見られたと思いますが、今日の新聞に経団連の中西会長がこういうことをおっしゃってます。これからの成長として、デジタル革命が起きるだろうと。これは在宅勤務を重視した状態になると、こういうことを言う。

先ほど、災害のときに紙ベースがないと云々と、こうおっしゃいましたけど、もうその考え方は時代遅れです。もう既に金融機関は、そういうペーパーはほとんど残してませんけど、

今回でも金融機関のそういう資料が足りないということで問題が起きたこともありませんし、企業もそういうことはない状態だと思います。だから、ちゃんとしたところで、ちゃんとした資料を保管しとけば、それも予備の資料を予備のコンピューターで保管しとけば、全く問題のないことだと思いますので、そういうことをもう一度考えてもらって、一日も早く役場の業務をデジタル化していただきたい。事務の合理化をしていただきたいということです。

そこで、2点目に、事務の合理化のために当町も前町長の時代からかなり、例えば和知支所にモデム室をつくられたり、また、全職員に高価なパソコンを配置されたり、多額の投資をしておられます。しかし、現実、デジタル化は進んでませんが、この投資資本に対する費用対効果について、町長はどうお考えなのか。また、せっかく投資したものですので、今回それを活かして、できるだけ事務の合理化を図ることによって、加えて、こういうときのデジタル化による仕事ができるようにするという考えがあるのかどうか、お聞きをします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） システム構築によります投資の効果につきましては、住民サービスの向上でありましたり、行政事務の効率化とともに、個人情報等の漏えい対策など、情報セキュリティ対策の強化も図れたというふうに考えております。

今後につきましても、人口減少や少子高齢化が進展する中で、限られた資源で、多様化・高度化する住民のニーズに応じて、質が高くスピード感のあるサービスが展開できるように、業務改善に向けてITという技術を有効に活用していくことが求められているというふうに考えておりますので、そうした方向で検討を進めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 2点目ですけれども、町民の安心安全の対策について、次の2点についてお聞きをしたいと思います。

まず1点目は、緊急時に町民の安心・安全を図るためには、やはり十分な財源確保が絶対条件であると、このように思います。

そこで、具体的にお聞きをしたいんですが、今回の新型コロナウイルス対策費として、財政調整基金を7,700万円取り崩し、対応しましたが、今後の財政調整基金の残は、安心・安全を図るに十分な額が確保できているかどうか、町長にお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国の補正予算によりまして新型コロナウイルスの感染症対応の地方創生臨時交付金、これが総額1兆円規模で創設されまして、本町におきましては約1億600

万円の提示を受けまして、これを対策経費に対する財源の確保に使ったところであります。

また、非常時のための基金の積立てにつきましては、財政調整基金を中心に、引き続き、基金保有額の確保に努めてまいる必要があるということをご認識しておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 平成30年3月に町が作成されました京丹波町財政見通しというので、10年間の見通しを出しておられるんですが、令和9年度末では、財政調整基金の残高が4億4,700万円になります。今回、7,700万円取り崩してますので、実質的には3億7,000万円ぐらいの残高になるんですが、これで十分なのかどうかということについて、もう一度、町長にお聞きをしたいんですが、平成28年7月に、和知の上乙見で風水害による災害がございました。このとき財政調整基金を幾ら取り崩したのか、記憶があったら教えてくださいたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 財政調整基金のシミュレーションでございます。議員がおっしゃるとおり、令和9年の見通しでいきますと、3億7,000万円程度になるということのシミュレーションでございます。

この額では、やはり自然災害とかそういった特殊事情に対応することが、なかなか厳しいというのが現実でございますので、これから先、財政健全化を図りながら何とか、ここの数字をこのシミュレーションどおり下げないように、努力をしてみたいというふうに考えております。また、台風の基金の取崩し額は5億7,000万円ということで、繰入れを行っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 5億7,000万円です。3億7,000万円でしたら、もう全く足りないわけなんです。これがどうなのかということなんですが、太田町政が誕生したとき、財政調整基金の残高は20億5,000万円あったんです。それが12年後には、3億7,000万円まで減ってしまうと。この辺の要因は何であるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） シミュレーションでありまして、いろいろ経常的な経費等々も見込んでおる中で立てておる内容でございます。特に義務的経費であります公債費、地方債の償還でありますとか、いろんな計画に基づく事業の展開、こういったものも計画に基づいて、一旦貼り付けております。こういった部分につきましては全体的な中で今、必要と想

定される経費を上げております。ここがやはり歳入とのバランスというところを現実的には調整を図りながら、財政運営してまいるわけでございますけれども、シミュレーション上は一定、今の段階では義務的経費を中心に、こういった需要額が想定されるということから一定、基金の取崩しが計算上、財政収支を保つためには、このままでありますと、これだけの基金の財源投入が必要ということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 町長が就任されたときに20億5,000万円あったのが、12年後に、何で3億7,000万円になるのかという、その要因ですけど、はっきり申し上げられなかったようですけど、ただ、今の話の中を聞きますと、必要な数字を算入してやってきたら、こういう数字になったということは、やはり必要なものは必要ですから、この計画どおりいってしまうということ。そうすると何でこうなったのかという要因なんですけど、やはりこれは町長が町長選挙のときにおっしゃっていたように、身の丈に合った庁舎を建てずに、身の丈を超えた庁舎を建てられたことが、こういう財政逼迫の原因だと思います。町長がそう思わないかどうか、もう一度お聞きします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 財政調整基金、たくさんあるにこしたことはないというのは、そのとおりでありますけれども、庁舎につきましても、これは町政運営にとって必要不可欠なものであるということで、決してぜいたくをすとかというものでなしに、最低限のところでは防災にも対応できる庁舎として建設をさせていただくというところでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） この財政調整基金がたくさんあるにこしたことはない、こういう話ですけど、例えば、就任されたときと同じように、令和9年度に20億円ぐらいの財政調整基金があったら、私はこんな質問はしません。しかし、3億7,000万円になるんですよ。

先ほど、和知で起きた風水害に取り崩した額は、約6億円なんです。半分ちょっとしかない。だから、あるにこしたことがないというような感覚で財政運営をされたら、これはいかなものかと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町として、財政調整基金の積立てにも、今後についても取組をしていく覚悟でありますけれども、必要な施策についても、しっかりと展開をしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 答弁は理解ができませんけれども、押し問答になりますので、もうこれぐらいでやめておきます。ただ、大事なことは、やはり財政の確保を今から考えておかないと、その結果が例えば、職員を減らすことによって、行政停滞であったり、また、使用料等の値上げをしたりというような行政サービスの悪化につながることは必至です。やはり必要なものは必要で確保しなければなりませんのでね。そういうことにならないようにといても、この庁舎を建てたら多分、ならないようにすることは不可能に近いと私は思うんです。そういうことを申し添えまして、次の質問に移りたいと思います。

二つ目には、今回の新型コロナウイルス対策で、前から言われているんですが、縦割り行政が弊害になってきたんじゃないか、弊害があったんじゃないかと、こう思うんです。そういう意味で今後、こういう非常時のために組織改革を変えられて、縦割りでなしに、もう少し課ごとの連携が図れるような体制をつくられる計画はあるかどうか、お聞きします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 行政に限らず組織については、それぞれの機能別に組織がなされるというのが常でありまして、その機能別に組織された組織が横で連携をするかというのは、これは古くて新しいといえますか、永遠の課題といえますか、そういったものであるかと考えております。

本町におきましても、産業、土木、福祉、税金など、幅広い業務分野があるわけでありまして、それをさらに細分化をして、機能別に部署を設けるということで効率的な業務運営になるということで、そういった体制を取っておるところであります。

今回の新型コロナウイルスの感染症については、管理職を中心としまして対策本部を立ち上げまして、感染症の対応なり情報共有を図ったということでありまして、現在も継続中でありまして、そういったところでもあります。

また、給付金の支給事務につきましては、大きな市町村のように外部委託というようなことにもできませんので、職員で速やかに処理をするということで、各課等から任命をして、特別給付金の対策室を設置して、部署間との連携をとりながら、従来の仕事も抱えてもらう中で迅速に対応いただき、もう既に9割の支払いを完了しておるところでありまして、非常に素早い処理ができたというふうに、職員には感謝をしておるところであります。

今後につきましても、様々な非常事態というようなことも発生してまいりますけれども、その中で限られた人員の中で、より機能的にできる体制、対応の専門部署だけを立ち上げたとしても実質それが、部署はあっても、なかなか機能しないということでは何もありません

ので、仏作ってどうのこうのというような話になりますので、その点は、今後も十分考慮しながら、効率的な組織づくりということについて、検討は行ってまいりたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） おっしゃるとおりだと思いますし、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、3点目の質問をしたいと思います。

緊急事態における危機管理について、具体的に次の3点を上げて、町長の見解をお聞きしたいと思います。

まず1点目は、4月22日に行われました全員協議会の席で、特別給付金の事務作業を前倒しに準備をして、一日も早く10万円が町民皆様の手元に届くよう要請をいたしました。本町は、5月12日に郵便局へ申請資料等を投函されたようですが、早い自治体では、4月27日の国会が通った日の午後5時に投函した自治体があります。これはマスコミで報道されてました。

やはりここらは、その4月22日から4月27日までの間に、どれだけ準備をされていたかということの差だと思います。一部聞きますと、5月の初めぐらいに封筒を印刷に出したとかいうことで、何か出足が遅いといいますか、前向きに作業するということがされていないように思います。こういう過去の慣習やとか、国のDVの問題とかいうのもあったと思いますけれども、これをどうこなしていくかというのが危機管理のやはり大事なことだと、こう思うんですが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この特別給付金の関係につきましては、いろんな特殊な事例がマスコミ等で放映をされておりますので、その内容で理解をされている方もたくさんいらっしゃるわけでありまして、基本的には、これはDV被害者への対応が必要であったわけでありまして、その申出が4月30日まで、そして、市町村なり都道府県間の調整期間が5月8日までということがありましたので、それを踏まえた上で発送するというのが本来の手続きでありまして、それを無視して早く送られたような自治体もありましたけれども、そこは、しっかりと期間を守って対応したというところでありまして。

確かに封筒なんかも、これは一斉に注文しますので、なかなか納期がかかったということも事実ありますけれども、決して事務処理が滞ったとか、遅かったとかはありませんで、この時点で90%以上の支払いが完了をしている。振込に関しては、まだもう少し先の振込に

なりますけれども、そういう自治体は少ないのではないかというふうに考えておきまして、非常に素早い対応、これは、ほかの市町村にも誇るべき対応ができていると私は考えております。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 危機管理のことについて聞いているので、その内容でお答えいただきたいと、このように思います。

危機管理の原則では、こう言われています。時間のあるときに余裕を持って前もって、将来起きるだろう問題に対応しておくことが大事であるということです。私も実は、金融機関に勤めていましたので、ある人から、こういう指導を受けました。物品販売店、いわゆる普通の店は、朝7時頃に、その店の前へ行きなさい。朝、その店に、店頭で打ち水がしてあったら、何ぼ金を貸しても大丈夫やということ。また、工場等製造会社は、いわゆる仕事が終わった後、6時か7時頃にその工場へ行って、整理整頓をちゃんとできているか、掃除が行き届いているかということを確認しなさい。明るくなる日の朝一番から仕事ができる体制ができているかどうかということ。

もう一点が、これ大事だと思うんですが、会社の営業車両をガレージ等にしまうときに、バックで入れてあるか、前向きに入れてあるか。これが非常に大事だと言っていました。というのは、前向きに入れているということは、緊急のときに、さっと出られるわけです。だから、こういうことができる企業は、企業がおかしくなるということは絶対にないと言っておられました。

これは自治体も全く同じだと思うんです。だから、よそに比べて早くできたというのは、緊急時、発生時には理由にならないわけです。そういう発生したときに、いかにロスなく対応できる準備を前もってしておくかということが大事だと思いますが、町長、もう一度、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど申し上げましたが、そういう意味からも議員がご指摘のように、拙速に申請書をばらまくというようなことをせずに、しっかりと準備をして、対応したということであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 余談ですけど、町長、今日、駐車場には、車を後ろ向きに入れられましたか、前向きに入れられましたか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 後ろ向きであったと思います。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 見てください。後ろ向きじゃなかったと思います。

次の質問に移ります。

5月11日に今回の新型コロナウイルス対策事業であるプレミアム商品券について、グーグルで検索しました。それによりますと、6月1日に完売済みという検索結果が出てきました。これは即刻、担当課に、6月1日ってまだ来ていないのに何でこうなるのやと、こういうことを聞きましたら、何かコンピューター処理の問題で、こういう対応になったと。即刻訂正をしとくということにして、このこと自身は私は、危機管理上、それほど問題でないと思います。

これが、私が問題と思いますのは、5月12日に全員協議会がありまして、そのときに副町長以下、幹部の方が出ておられて、この事実を申し上げたんですけど、全員そんなことは知らなかったと、こうおっしゃってます。やはり危機管理で一番大事なものは情報を、それも危険な情報というか、町民の安心・安全のために害になる情報は、できるだけというよりも一刻も早く、全組織が共有しなければならないと思うんです。5月11日に行って、5月12日には組織全体で、そのことを理解しておらなかったというのは危機管理上、最も大事なことができてないように思うんですが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの答弁でありますけれども、後ろ向き、前向き、よく分からないんですが、駐車場の前からとめております。

今のグーグルの件、ネット検索の件でありますけれども、過去のプレミアム商品券の完売の情報がホームページに残っていたということでございます。ご指摘を受けまして、速やかに修正をいたしました。おっしゃるように、今後につきましては、そうしたことがないように、情報管理の徹底なり、問題点の共有を図ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） これ偶然ですけど、6月1日（月曜日）となっていて、今年のカレンダーと全く同じなんですよ。だから、何でかなと、こう思ったら、2015年のときの資料が、どんな要旨が知りませんが、更新されて、こういう結果になったということ。このことは、全体が分かれば、単なるミスですから問題はないと思う。問題なのは、5月12

日に、全員協議会に出席をされていた副町長以下、幹部の方にこの事実を報告されていなかったということが、私は問題だと思うんです。

嫌なことを上司に言うのは、正直言って誰もつらいことです。しかし、これをやらないと危機管理はできないと思います。町長、そのことだけについて、もう一度、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ご指摘のとおり、都合の悪い情報についても、しっかりと共有するという事は非常に重要なことというふうに考えておりますので、今後、徹底をしてみたいというふうに考えるところでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そのように今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一つ、同じようなことでお聞きをしたいと思ひますが、今回の特別定額給付金のスケジュールというのは、町民の方は皆さん関心を持っておられたと思ひます。いつ資料が来て、それを提出したら、いつお金がもらえるのかというのは、非常に興味があったことだと思ひますが、この情報は町民全体に公平・公正に提供しなければならないと思ひますが、町長は、そのように思われませんか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 急に決まった制度でありますので、その制度の内容については、非常にタイトなスケジュールの中で、迅速かつ正確な対応が迫られるということでありまして、町民の皆さんには確実な情報を適切に伝えることが重要であり、おおむねそういうふうに処理ができたと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 私どもが、このスケジュールを聞いたのは5月12日の全員協議会でした。しかし、ここに現職の議員の方のブログの資料があります。

5月8日の日付のブログですけれども、これによりますと、これには既に、5月12日に郵便局に持ち込み、3日間で配布ができて、5月18日から受付を開始して、1回目の振込は5月22日、2回目は5月27日という、今回のスケジュールと全く同じものが5月8日には、この議員の手元には入っているんですけれども、この情報は誰が流されたんですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） その情報をどうしてということは、私にはよく分かりませんが、当然この問題というのは非常に関心のある問題でありましたので、その日程的にどうであったか、

ちょっと今、確認は取れませんけれども、そういった中でそれぞれの議員ともお話をする中で、今後の見込みについてお話ししたことはあったかというふうに考えるところでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） これ問題なんですよ。5月8日に、要望書を2人の議員が太田町長に提出してはる写真もついているんです。5月8日なんです。多分この文面を読むと、このときに町長から説明があったと、こうされています。町長とは書いていないけれども、文面読むと、そう理解できます。

町長が一部の議員だけに、そういう情報を提出しはるというのは、よう考えたら、例えば入札の情報とか、そういう町民の方の利益やら、損益というんですか、そんなことに関わるような情報が管理されずに、町長自ら流しておられるということになるんですが、その点どのようにお考えですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 当然、守秘義務のあります情報については、漏えいすることはないわけでありまして、その時期というのは、まさに特別給付金の時期でありまして、それも含めた要望なりで、議員にお会いをする中でお話をしておりますので、それは誰々だから話したということになしに、そのときに議員と面談することがあれば、どなたにでもお話をしておいた、今後の見通しについて申し上げたまでのことでありまして、特にそういう問題はないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 町長、そんなことないですよ。職員の幹部の方は、私、8日に、どうなってるのやと、どんな予定なのかと聞いたら、今現在、頑張ってやっていますと。先ほどありましたように、DVの関係ですか、その辺の資料が8日に届くので、それを確認してから封筒入れをしたいということで、はっきりしたスケジュールは、彼は言いませんでした。これが正しいと思います。もしも、これ違っていけば別ですけども、全く同じものですからね。ぴったり合うてるわけですから、これならなぜ8日に、ホームページなり告知放送で、全町民に情報提供されなかったのか。

先ほど、これは特別どうってことない資料やと、こうおっしゃるんですけど、情報ってそんなものなんですよ。取る人によって、非常にそれが大事な金もうけになったり、損したりというようなことになるのが情報なんです。例えば先ほど申し上げました入札情報が、こんな調子で情報管理されていたら、極端には、不正といいますか、町長と親しい人は有利にな

るというようなことが起きてくると思うんですが、その点、反省される気はないですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 当然、最大の関心事である事項でありますので、そういう中で見込みについて話したわけでありましてけれども、それがブログというような制度で、ブログとかネットで、簡単に人の承諾も得ずに公表されるという中であって、それを私が全部管理することは不可能であるところでありまして、私が公式コメントとして説明をして、私の承諾を得て書かれているのであれば、それは私の責任になるかと思っておりますけれども、雑談の内容を勝手にブログに上げられただけの話でありますので、責任を取れと言われても、それは難しいところであるというふうに考えるところであります。

そういうことも考えますと議員の皆さんとは一切、そういったテーマについてもお話ができないということになってしまうかと思っておりますので、それもまた一方的な話といえますか、片方では、よくないことも発生する可能性がありますので、その点をご理解をいただけたらと考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今、町長がおっしゃったのは本意です。雑談といえますか、その情報については、やはり町民の方がみんな関心持っておられることです。どこの犬が死んだとか、猫が自動車にひかれてたとかというような情報じゃないわけですから。やはりそれを受け取った方は、少なくとも町長に確認をしてからされるべきだと思います。そのことを私は議員に言いました。議員、5月8日に、こういう情報を受けられたのなら、町長に、早くホームページなりブログで、町民の方に情報公開をされといたほうがよいの違いますかという、なぜ意見具申をされなかったのですかと聞いたら、そんなことは、わしのする仕事と違いと、こういうふうに言われました。

非常に残念だと思いますし、町長おっしゃっているように、私は、町長の責任じゃなしに、そういう意味では、やはりこれをブログに載せられた方が、もう少し慎重にやるべきやと、こういうことだと思います。

次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、学校教育についてお聞きをしたいと思っております。

今回の長い間の休業というんですか、休校によりまして、いろんな問題が出てきたと思うんです。後半にはCATVを使って学習をされてましたけれども、なかなか十分ではなかったと思います。やはり今後の問題は、双方通信のできるオンラインシステムを構築することにあると思うんですが、今回の問題が、どんなことがあったかということと併せて、オンラ

インシステムの構築を急ぐべきだというようなことについての教育長の見解をお聞きできたらうれしい。よろしくをお願いします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 今回の臨時休業に関することをございますけれども、基本的に私の立場からは二つありまして、一つは、児童生徒の命と健康を守るということと、もう一つは、学びをどうして保障していくのかという、この2点かなというふうに思っております。これを頭に置きまして、校園長会議とかいろいろな場面で指示をしてきたところをございます。

そこで、かれこれもう3月3日から休みが3か月近くあったわけですがけれども、この間の取組については、いろんな角度からまた検証して、対応していきたいと思っております。

まず、振り返ってみますと、町立小学校、中学校の臨時休業への対応についてでございますけれども、第1には、先ほども言いましたとおり、児童生徒の健康を守るという観点から、電話等による児童生徒の健康観察や保健指導を行い、また、学習面におきましては、主に復習を中心とした学習課題のプリントを作成して、各家庭での学習指導を進めるとともに、ケーブルテレビを活用しまして、家庭学習支援番組として「ガンバレ!!京丹波っ子まなびあいチャンネル」を制作して、放送してきたというところをございます。

可能な限り、今、本町にあります物、システム、こういったことを最大限に活用させていただいて、対応してきたところをございますけれども、入学したばかりの小学1年生への対応、町長もこのあたりは大変心配してくれてまして、小学校1年生やら中学校1年生の子たちがどないしとるのかなというふうなことで、何かできることあったら積極的にやっいてこうというようなことも、話をさせていただいたわけですがけれども、そういった子どもたちへの対応、さらには感染予防の観点から、児童生徒と対面での指導ができなかったことなど、これまでの課題を整理しまして、今後の学習指導に生かしていく必要があると、現時点では考えております。

そこで、議員のほうからもございましたけれども、双方向通信のできるオンラインシステムの導入につきましては、児童生徒1人1台のコンピューターの実現を見据えた、国が進めておりますGIGAスクール構想の中で、できるだけ早く導入できるよう、調査研究を現在進めているところをございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） これも今日の新聞ですけれども、丹波版ですが、亀岡市が、全小中学生にタブレットを配置されて、今言うておられるように、リモート学習環境の整備のために

予算化されています。このことは非常に大事なことだと思いますので、ちょっとここで言うのがどうかと思うんですが、プレミアム商品券に今度の緊急対策費の60%近く投入しています。例えばプレミアムの30%というのを20%にしたら3,000万円できますから、それを基本にして、こちらのほうに本当は投入されたほうがよかったんじゃないかというような気がします。これは後づけですし、私もそのとき、そのことを言っておりましたが、このことまでは気がつきませんでした。しかし、このことは非常に大事なことだと思いますし、予算のこともありますけれども、町長も一つ、こういうことをしていただいて、子どもの教育が、命もちろんそうですけど、併せて、命と学びが両立するためには、やはりリモート学習というのは大事だと思いますので、こういう環境整備に財政を投入していただくように、新庁舎をつくるのなら、こちらへ回していただくように要望しておきます。町長の考え方があったら聞かせてください。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今回の補正につきましては、コロナウイルス対策の対応に限定をして、素早く成立させるということで出したところでございます。このGIGAスクール構想につきましては、国も短い期間でやれと。10分の10の補助ということになっておりますので、これについては9月に補正をする計画を当初よりしておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） それは喜ばしいことだと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、これはちょっと嫌みっぽい私説をちょっと聞きましたので、質問しておきます。今年が生徒のインフルエンザの流行が少なく、学級閉鎖とか学校閉鎖とかいうのがなかったと聞いたんです。これ事実かどうか分かりませんが、そういうふうに聞きましたし、いろんな情報でもそうでした。

このことの一つの要因というのは、今回のコロナウイルス対策で、手洗いとか消毒とかマスクをすることということが徹底されたことが一つの要因でないかというように、医療関係者から聞きました。私も、そうかと思うんですけど、教育長、これは事実だと思われませんか。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまのご質問でございますけれども、町立小中学校及び幼稚園におけますインフルエンザによります出席停止人数は、本年1月7日から3月2日までの1日の平均で2.65人となっております。また、2月13日以降は、ゼロ人でありました。

今、議員のご指摘のとおり、昨年度末につきましては、学級閉鎖並びに学校閉鎖は、おかげさまで打つことがなく過ぎたということでございます。ということで、今、村山議員がご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症への徹底した予防対策とともに、これまで教育現場で培われてきました季節性インフルエンザ感染予防の取組の成果であるというふうに私も考えておるところでございます。

今後につきましても、小まめな手洗いや、せきチケットの励行など、学校や幼稚園においても、新しい生活様式についての指導に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 教育長とちょっと私の考えとは違うんですけども、危機管理上からいいますと、今までからインフルエンザ対策については、手洗いをせえとかいろんなことをやってこられたけれども、昨年度は発生していますね。今回発生しなかったのは、徹底してやったからなんです。危機管理というのは、徹底してやらないとあかんと思います。どこかに抜け道があったり、十分な徹底されていなかったら、口で言っているだけでも危機管理にはならないと思う。だから、危機管理をするためには、やっぱり徹底した危機管理をしなあかんということを今回で学んでいただいたらよろしいと言ったらおかしいですけど、考えていただけたらありがたいと思いますが、教育長、そういう意味での考え方はいかがですか。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 危機管理の観点からいいますと、確かに感染症予防ということにつきましては重要な課題だというふうに思います。感染症を防ぐ基本は、感染の元を絶つとか、経路を絶つとか、丈夫な体をつくるとかということが、これは年間通じてやっていかんなんことだと思っていまして、昨今では、特に季節性インフルエンザにつきましては、私も、いつも11月か12月の頃から校園長会議の中で、感染症予防の徹底を図るように指示をしてきているところでございます。学校現場でも随分と換気、うがい、手洗いについては、子どもたちも常にそういう観点对応してきた、そういう蓄積がございますので、それがうまく今回コロナと結びついたらんじゃないかという、そういう分析をしております。

ただ、まだこれは経過中で、昨日から学校も再開しておりますけれども、学校現場では感染症予防の対策を講じながら、危機感を持って今対応しているところでございますので、その点しっかり対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） それでは、最後に、今回の危機に関しまして私は、これが京丹波町の

企業誘致するには絶好のチャンスだと、このように思います。そのことについて、町長の見解をお聞きしたいと思います。

今回の新型コロナウイルスの感染は、地方の活性化の絶好のチャンスだと私は思います。感染対策として各国、全世界で緊急封鎖宣言がされて、今までちょっとでも安い部品は海外でという、利益中心主義からの生産体制がされていました。そのために部品が届かないので、車の組立てができないとか、建築中の建物が完成しないとか、いろんな障害が出てきました。そのようなことから国内の経営者の中でも、今までの利益中心主義だけでなしに、こういう危機管理といいますか、いわゆる国内で生産をすることも非常に大事でないかと、こういうことを発言されている方がおられます。この方は、私が一番尊敬をしています永守社長です。ちょうど私が京信の桂支店の支店長をしているときに創業されまして、そのときにお話をした方ですけれども、あない立派になられたので、その方がそういうお話をされた。私は、このことが非常に大事だと思います。

もう一つは、ITを活用した働き方が見直されまして、いわゆる在宅勤務ができることになりました。

このようなことを考えますと、この京丹波町、いわゆる丹波高原というのは、地震や台風等の天災が非常に少ないところです。これは前町長がおっしゃっていましたが、あるところへ行ったら社長さんの机の中から近畿の地図を出されて、丹波高原のところに赤丸がしてあった。これは何か町長分かりますかと言われて、天災が少ない場所がここやでと。もしも工場誘致するならここがいいなど、こう思うてるみたいなことをおっしゃったと思います。

それと、もう一つは、高速道路網が整備されまして北海道から鹿児島までは、今日の5時に運送屋さんに品物を持ち込むと翌日の朝8時に、荷物が着くというようになっています。そういう意味では、綾部、京丹波、南丹、亀岡というのは工場誘致として絶対的に、よいチャンスだと思います。町にも遊休不動産がありますし、また、町内には荒れた田んぼやとかいろんなものがありますから、それらをもう一度見直して、積極的な企業誘致をすべきやと、こう思うんですが、そういうことについて関心があるかどうか、町長の見解をお聞きします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） さっきから危機管理の話が出ていますが、この丹波高原が自然災害が少ないというのは、過去は確かにそうであったかもしれませんが、今後においてもそういうことが言えるかどうかは非常に難しいところでありまして、立地条件としては非常にいいところ、交通アクセスもいいところでありまして、企業誘致のPRをしてきたところ

であります。

今回、新型コロナウイルスというような緊急事態が発生をしまして、議員もご指摘のとおり、市場に全てを任せるということから、国境が非常に重要になってきましたし、それから県も重要になってくるというふうなことでありました。ほかにもそのリスクとしては、今回のパンデミック以外にも、金融危機が来るとか、第三次の世界大戦が発生するとか、飢饉が発生するとかいろんなことがあるかと思っておりますので、そういう中で自分たちの生活に必要なものは自分たちで確保する。医療関係のものも当然そうでありますし、食料品についても、そういう流れというのは生まれてくるというふうに考えておるところであります。

また、今回のことで働き方が相当変わりました、東京のほうではもう既にリモートワーク中心で、家賃の高い本社ビルを引き払ったというようなケースもあると聞いてますし、今後については東京のビルの賃貸が、空き賃貸がたくさん出るのではないかというような話も聞くところでもあります。

そういう意味では本社も含めて、配送、物流の拠点も含めて、本町に来てもらうということも、非常によいチャンスというふうに考えておりますので、今までからも働きかけもしておるところでありますけれども、今後につきましても町有地でありましたり、民間遊休地等も活用しながら、その誘致に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今の答弁も含めまして、今日は非常に、私の意見にある程度賛同していただいて、検討するとかいうような話が聞けました。私も提案的な質問をしたつもりですので、これをぜひ生かしていただいて、京丹波町が財政的にも本当の意味で健全な町になるように努力していただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（梅原好範君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

これより、暫時休憩に入ります。再開は10時35分とします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、野口正利君の発言を許可します。

2番、野口正利君。

○2番（野口正利君） 議席番号2番、野口正利。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、今まで行ってきた質問の内容、また、回答をいただいたことを整理しつつ、さらに新たな情報、調査をもとに前進させながら課題解決へと、地域振興、住民の安全・安心につなげていきたいと思うところであります。

これは、日本の政治・行政が大きく変わる事態が発生したように思えるわけですが、あるテレビ番組で、近畿財務局職員、赤木俊夫さんが自殺されたのを取り上げた番組で、司会者とタレントの会話です。

タレントが「知らず知らずのうちに恐ろしい国が出来上がってしまっているんだよ」、司会者「本当にね」というこの会話を聞きまして、政治家の立場で、ちょっと待てよ。この会話でぴんときたのは長州の末裔に当たる安倍総理と薩摩の末裔に当たる麻生副総理なんです。

明治から150年を薩摩と長州の人間によって築いてきたというわけですが、近頃、明治維新を見直す書物等、数多く見受けられるようになっていきます。中学生時代、義務教育の中での明治維新における「勝てば官軍」、あれは一体何だったのだろうかと思えます。何か全く逆の社会が存在するわけですが、安倍総理の演説の中で、「お国はどこですかと聞かれたら、私は長州と答える」というのがありました。

「長州テロリスト」、原田さんの命がけの出版だと思えます。確かに御所に大砲を打ち込み、天皇陛下の命を狙うなど、テロリストそのものであります。週刊誌5月7日、14日、ゴールデンウイーク特大号で週刊文春に、自殺した近畿財務局職員、赤木俊夫さんの奥さんの手記が掲載されていました。物すごい勇気が要ったと思えます。先祖がテロリストに囲まれているわけで、この手紙がないと、自殺した赤木俊夫さんが永遠に犯罪者にされてしまうわけですから、赤木雅子さんの手紙を受け、日本の政治、行政が大きく変わるような気がします。

同和地域ができたのは明治です。つくったのはテロリスト薩摩・長州の人間です。教科書には江戸時代からあったように書かれていますが、薩摩と長州のための教科書になっているので、間違いはありませんし、上豊田の歴史から見ても歴然とします。このことは2項目め、今日のメインとして、部落問題の根絶に向けてのところで取り上げるとして、質問に入りたいと思います。

まず1点目ですが、危機管理について2点お伺いいたします。

コロナウイルスで平穏な社会が身の危険を感じる社会へと一変した今回の問題で、より正確な情報提供に関心が集まったのではないかと思います。中国武漢市で発生したと言われ

る今回のコロナウイルスは、WHO（世界保健機構）によると、欧州由来との情報もあり、情報が錯綜する中、政治利用に巻き込まれる危険性もあります。この情報リスクにおいて、町民の安心・安全を確保するためにも冷静に見極める必要があると思います。本町の自然災害による危機管理は行われていますが、ウイルスによる危機管理等、専門家でも難しい問題を町民に分かりやすく情報提供することは、至難な課題であると思うわけですが、今後の情報リスク管理についてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今回の新型コロナウイルスの感染症につきましては、平成27年3月に策定をしております、京丹波町新型インフルエンザ等の対策行動計画に基づいて対応してきたところでございます。現在のところ本町では、感染者は確認されていないということで、町民の皆さんのご理解、ご協力に感謝を申し上げる次第であります。

今後につきましても、この計画に基づきまして、感染防止に関する対応を講じてまいりたいというふうに考えております。

また、情報の危機管理でありますけれども、誤った情報などに惑わされるようなことがないように、国でありましたり、京都府、それから近隣の市町等との連携を密にしまして、常に正しい情報を共有し、様々に発生する事象に対して、対応を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 野口君。

○2番（野口正利君） それでは、2点目に入ります。

自然災害を迎える季節となってまいりました。本町における防災ハザードマップも作成され、命を守るための、とるべき行動が示されています。災害が起きてからの処置と、起きる前の処置、極端な例を言えば、1,000万円の手当てで1億円の災害が防げるといった、被害並びに被害額を最小限に抑えることもできますが、そこに手当てできない矛盾を町民も感じているのではないかと思います。地方が置き去りにされている現状に、国からの政策を期待したいところでありますが、第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略によると、災害が少ないなどの本町の強みを生かして、「水防団」としての名称で、幅広く人材確保につなげてはどうかと思います。この水防団であれば、私でも無理のない程度において、ボランティア活動もできるのかなと感じておりますが、所見をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町の水防活動につきましては、これまでから京丹波町の消防団で担っていただいていたところであります。現在、少子高齢化等によりまして、消防団の団員数

も不足している状況でありますので、まずは消防団員の定数確保というのも、これも重要な課題であると考えておるところでありまして、団員の確保に努めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 野口君。

○2番（野口正利君） それでは、2項目の人権教育等についてお伺いをいたします。

部落問題解消法にもありますように、部落差別の根絶を今回掲げております。その根絶において、同和地域で生まれて同和地域で育って、同和問題と向き合っただけでまいりました。歴史的な課題、政治的な課題、人、環境、地域、特殊な言葉の課題等、戊辰戦争から150年の時を経て、明らかになってまいりました。その同和問題の課題、問題を解明していきたいと思っております。

全国の同和地域を代表して、1点目として、地域の問題、人の問題、地域の人のよりどころとなるお寺の問題。2点目に、政治課題としての問題。この2点を掘り下げて、身の潔白を証明しつつ、根絶に向けたことを考えます。

地域の問題として、私個人にも問題点を2題賜っております。

まず、紅井村が豊田にもあるし、上豊田にもある。どっちが本当なんという問題です。

この「京都府の地名」によると、年貢米を納めていた1700年から1885年まで185年間、谷村、新宮村、紅井村であったことがはっきり確認できますし、私の地域のお寺にも紅井村総道場として、紅井村であったことが確認できます。1886年に、この3つの村が豊田となっていて、明治5年まで年貢米を納めていました。

話は少し変わりますが、須知高校が単なる農牧学校でもなさそうなんですが、アメリカ人ジェームス・オースチン・ウイード先生が明治9年から明治12年、1879年まで滞在されておりました。農民から年貢米を解放したのはアメリカ人であって、薩摩、長州の人間ではないように思います。

このくれないは、「呉の藍」の発音から「紅井」2文字が誕生しています。恐らく、ここに残るということは、上豊田の先人によって作り出された文字であると理解できますし、山内庄の記録によれば、伊勢七郎右衛門御殿知行とあることから、右衛門府からすると、平安時代から紅井村は存在していたこととなります。「紅村は名所なり」、貝原益軒の西北紀行（1713年）からでも確認できますし、豊田が紅井村であれば、上豊田は新宮村になるのかという話です。

以上のことから、仁孝天皇即位の大嘗祭で1818年に紅井村が和歌で詠まれたのは、上豊田の村が詠まれているわけです。

もう一つは、上豊田にも三ノ宮にも同じ看板があって、どちらが本当なのという質問です。明治の礎を築いたとされる北村龍象氏の丹波誌によれば、三ノ宮になりますが、京都府の地名による貝原益軒の西北紀行によれば、上豊田ということになります。

そこで、北村龍象氏の丹波誌、方々探しました。京都市の北山にある歴彩館にありまして、その中身がこれで、原文のコピーです。丹波誌、かなり書換えが見られます。丹波誌では、三ノ宮城主、山内孫太郎となっておりますが、武鑑、いわゆる江戸時代に出版された、大名や江戸幕府役人の氏名・石高・俸給・家紋などを記した、年鑑形式の紳士録でありますこの武鑑によれば、三ノ宮城主、山内孫次郎となっております、この「次郎」を「太郎」に書き換えられています。それから、貝原益軒の西北紀行で、「院内と中台の間に山内村あり」というふうに書かれているんですが、丹波誌には、それが消されております。それから、土佐太守の「太」が消されて、土佐守となっております。「先祖の住めりし処なり」と西北紀行はありますが、先祖が丹波誌では「祖先」に書き換えられています。

そして、次の文章で「この辺薬種多し沢寫を田に植えて利とする」の箇所ですが、貝原益軒の西北紀行は山陰街道を旅しています。桧山から9号線、大朴、井尻、大久保、細野峠を越えて菟原村、千東で宿をとっています。したがって、貝原益軒が桧山から綾部方面には進んでいません。三ノ宮は通っていませんので、「この辺」という状況説明されていることがあり得ないことなんです。

私が13年前に区長をしていましたときに、三ノ宮の区長をお呼びして、丹波誌が間違っていますよと。院内と中台の間に山内村があって、そのことを指していますよと説明はしましたし、上豊田区の総会でも、このことは挨拶の中で話はしました。紅井村にしてもそうですが、明治に歴史が書き換えられている事実があったことです。この丹波誌には、紅井村の跡すらなくなっています。明治の礎をつくった人というふうにありますから、これこそが明治維新の正体だろうと思います。改めて原田さんの本の真実性が証明されているのと、明治から150年をうそとだましで生きてきたことに、何とも気持ちの悪いものを感じます。

地域に住んでいる人の問題として、地域を代表しまして私、野口正利の野口の先祖は、桑田郡から船井郡に広がる野口庄があって、野口の名字はこの周辺から生まれております。そして、八木に野口牧があって、八木から馬を連れて、この地、丹波町にやってきました、競馬坂があったり、競馬場があったとされるのは、そのためです。蒲生小字野口となっているのも、そのためです。それから竹野口があります。竹野の入り口のように取れますが、これは、野口家家紋は、丸に梅鉢なので、竹野の山林は松林ですから、松竹梅ということになります。竹野が松竹梅というふうになるわけです。

それから、寺の問題ですが、お寺が破壊され、仏像が盗まれようが、石光山の山号は変わりません。石山寺のことです。その石と山の間に光が入って石光山。明智光秀は上豊田出身と説を出しましたが、二、三日前の京都新聞社会面3ページに、本能寺の変直後の古文書が石山寺で見つかったことは、石山寺と上豊田の何とも不思議なつながりを感じるようです。

同和地域ができたのは明治です。つくったのは薩摩、長州のテロリストです。

以上、部落問題解消、身の潔白を証明したつもりです。根絶につながる内容だと思いますが、部落差別解消法については、1969年に制定された同和対策事業特別措置法に基づき、生活環境の改善がされ、2002年に失効。今回の法律が2016年12月第192回国会で成立いたしました。

旧丹波町において、同和教育をはじめ70年解放等、政がされてきました。根強く残る部落差別の根絶に向け、本町の取組があれば、お伺いをいたします。

また、教育現場における道徳、人権教育による成果などあれば、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 人権に関する問題は、同和問題をはじめ、虐待やいじめ、それから男女差別、高齢者や障害者、外国人に対する人権侵害など様々なものがあります。先頃では、ご案内のとおり、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、感染した人やその家族、治療に当たる医療従事者等への誹謗中傷や差別、偏見など人権を侵害する事象が起こっており、不確かな情報や誤解が不当な差別や偏見、いじめとなることは決して、これは許されることではないというふうに考えます。

近年は、部落差別の解消の推進に関する法律であります部落差別解消法をはじめとする人権三法など、人権に関する法律が制定をされており、今まで以上に多くの方への人権意識の浸透が求められているというふうに感じておるところであります。

本町では、差別のない、一人一人の尊厳と人権が尊重される地域社会を目指して、人権講演会、人権映画会の開催や啓発活動によりまして、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて取組を進めてきたところでもあります。

今後におきましても、人権擁護委員、また、町の人権啓発推進協議会、関係機関の協力も得ながら、人権啓発・人権教育などに取り組み、差別のない社会の実現を目指してまいります。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 学校教育におきましては、各学年の発達段階に応じまして、人権に関する普遍的な視点、すなわち人としての思いやりとか優しさ、助け合いの心などの、いわ

ゆる心情を育てるという視点とそれから個別の問題、すなわち同和問題とか障害者問題、外国人に対する偏見・差別の問題など個別の問題について、体系的に学ぶということを通して、人権問題の不合理性や人権を尊重する生き方について学んでいるところでございます。

道徳教育につきましては、特別な教科としての学習として充実させるだけでなく、日常生活の中で児童生徒に、自発的に道徳的な判断ができるように働きかけているところでございます。

このような取組や地域の皆さんの温かい見守りによりまして、子どもたちに豊かな人間性や社会性が育まれてきたところでございますし、これからも、こういったことで地域と連携しながら、取組を進めていきたいと思っております。

併せまして社会教育におきましては、地域の人権学習推進委員会を中心に、各区において、視聴覚教材等を活用していただくなど、各区や各事業所、団体等での人権学習会を毎年開催していただいております。人権に対するいろんな気づきを得られるよい機会となっているところであるというふうに捉えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 野口君。

○2番（野口正利君） 自殺した近畿財務局職員、赤木俊夫さんの奥さんに成り代わって、政治課題として、この部落問題解消につながる長州、薩摩の末裔に当たる3人の政治家に厳しく言葉を浴びせておきたいと思うわけですが、3人の政治家の言葉をつなぐと、ナチスドイツに学ばなければならない。関東大震災で韓国・朝鮮人の大虐殺が行われたことに通じる言葉です。イラク戦争は間違いだった。A級戦犯です。明治から150年、記念すべき年であります。この言葉は、150年を薩摩と長州の人間によって築いてきたというわけですから、戦争責任は、薩摩、長州の人間でもあることも含まれている言葉であります。

議員になって特殊な言葉を発見しました。「何で間違えるんや。非国民。怖がらして、びびらしといたったら何にもよう言わへん」、人生で最低の人間に出会った言葉ですが、明治が生み出した言葉を文字にすれば、日本語に訳すことが困難な特殊な言葉として残しておきたいと思えます。

京アニ事件で、2020年5月30日付京都新聞に、「人からこんなに優しくされたことはなかった」と、近畿大病院の医療スタッフに感謝の言葉を伝えていた青葉容疑者。明治から150年間、テロリストによって政治が築かれてきた日本の悲劇がここにもあったように思います。

質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、野口正利君の発言を終わります。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

14番、篠塚信太郎君。

○14番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。

最初に、昨日現在で、新型コロナウイルス感染症により国内で亡くなりました913人の方々に心より哀悼の意を表しますとともに、ご冥福をお祈りいたします。そして、今なお、多くの方々が医療機関等で療養されておりますが、一日も早い回復を願っているところであります。

中国湖北省武漢市で発生しました新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全世界に感染が拡大したところでありますが、新型ゆえにワクチン、治療薬、免疫力、抗体もなく、感染力が非常に強いウイルスであることから、このウイルスを封じ込めるにはアナログ的な三つの密、いわゆる3密を避ける以外に方法はなく、4月には全都道府県に緊急事態宣言が発出され、緊急事態措置が取られたところでありますが、不要不急の外出、イベント開催等の自粛、また、休業要請等にもかかわらず、人出は急激には減少せず、このことが緊急事態宣言の解除が遅れた要因になったのではないかというふうに私は思っております。

政府の要請に国民が応じない理由としましては、国と国民の間に信頼関係がないことが考えられます。やはりこのような緊急事態に備え、政府は日頃から国民との信頼関係を構築していく努力をしていくとともに、緊急事態宣言にもう少し強制力が必要ではないかなというふうに感じております。

そして、今回はっきりと分かったことがあります。首都圏では新型コロナウイルスの感染リスクが非常に高い。本町も含め地方の市町は、感染リスクが低いということでもあります。感染リスクが高い首都圏以外に住みたいと思っている人は40%近くもありまして、また、働き方改革でテレワークが普及したことは、今後の本町の移住・定住事業の促進が図られるものと考えているところであります。

それでは、令和2年第2回定例会における私の一般質問を通告に従いまして行います。

最初に、新型コロナウイルスの蔓延防止のため経済活動が制約され、産業、経済は、百年に一度というような大きな打撃と損失を被りました。我が国の全産業でGDPの約2割、100兆円を超える損失を受けることになるという指摘もあります。政府は、損失を補填するため赤字国債を発行し、第1次・第2次補正予算で約56兆円の財政出動を行ったところであります。

本町においても、飲食店をはじめとする中小規模事業者や働く人の給料の減額や解雇、自宅待機などで、収入は大幅に減少していることから、新型コロナウイルス感染症に伴う支援

策について、次の点についてお聞きをいたします。

まず1点目は、融資や給付金等を受ける場合に必要となる住民票の写しや所得証明書など、各種証明交付手数料を免除することについてであります。5月20日に問い合わせたところ、免除していないということでありましたので、通告書を提出しましたが、この通告書を提出した5月21日より免除されておりました。素早い対応で、質問する必要がなくなったということです。1件300円の小額ではありますが、行政も支援していますよというメッセージが伝われば300円以上の効果があると思いますので、評価をし、次の質問に移ります。

次に、収入が減少した事業者の家賃補助することについてであります。国の第2次補正予算で緊急事態宣言の延長により、1か月の売上げが前年同期で50%以上減少、または連続した3か月で見て、売上げが30%以上減少した事業者を下支えするために、給付上限額を法人100万円、個人50万円とし、6か月間給付をする家賃支援給付金が閣議決定をされております。国の基準に上乗せ、または該当しない店舗等に対し、町独自の家賃支援給付金を交付する考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルス感染症に伴いまして、町内事業者につきましては売上げの大幅減少など大きな影響を受けているところでありまして、そうした中、現在、国のほうで、先ほど議員ご指摘のとおり、家賃補助を含めた第2次補正予算が議論されておるところでありますので、国の動向も注視しながら、今後検討したいというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 状況を見ながら検討するということではあります。ご承知だと思いますが、国の第2次補正予算の地方創生臨時交付金に、家賃支援を含む事業継続等の対応分が含まれていると聞いておりますので、臨時交付金を活用し、給付を検討されることを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、収入が減少した事業者の固定資産税、軽自動車税相当額を助成する補助金交付要綱を制定することについてであります。新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のための措置の影響により、中小企業者の収入が30%以上減少した場合は、4月の地方税法の改正により、令和3年度分の事業用固定資産税は、全額または2分の1が減額される規定が設けられたところであります。令和2年度については減額が適用されません。軽自動車についても新型コロナウイルス感染症に係る減額がないことから、中小事業者の固定経費の負担を軽減するため、収入が一定割合減少した事業者に対し、固定資産税、軽自動車税の納付後、その相当

額を助成する町独自の交付要綱を制定する考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 税の関係につきましても、令和3年分の固定資産税の関係につきましては、議員が申されたとおりでありまして、それ以外で現在のところ、本町独自で何かの補助事業を実施するという予定はありませんけれども、これも先ほどの答弁と同じように、今後の動向を見ながら検討はしてまいりたいというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 今後の状況を見て、また検討するというご答弁でございますが、本町の場合は自己所有の店舗が多いことから、家賃支給給付金に代わる支援策として、本年度に限り固定資産税、また軽自動車税の減免を実施する考えはないか、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 次に、生活に困窮するひとり親世帯への支援につきましては、国の第2次補正予算で、低所得のひとり親世帯に新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入減少に対する支援を行うため、児童扶養手当受給世帯等に、第1子5万円、第2子以降3万円を加算する臨時特別給付金を支給することが閣議決定をされております。

また、公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない場合や、所得制限により支給を受けていない者の家計急変により、所得制限限度額を下回る所得水準となった場合は、配慮することになっております。本町においても小中高等学校の長期の臨時休校による子育て負担の増や、離職等により収入が減少、生活が厳しいひとり親世帯が多いことから、町独自に子ども1人当たり1万円を3か月分、国の支援制度に上乗せして支給する考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ひとり親家庭に対する支援につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、国において児童扶養手当の受給世帯等を対象に、臨時特別給付金の支給が予定されておることですので、今後の状況を注視してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 次に、本年度の町育英金の給付についてであります。新型コロナ

ナウウイルス感染症対策措置の影響により、大学生をはじめとする学生のアルバイト収入が激減し、学業を断念するといったような状況もありまして、このようなことがないよう、学びの継続を支援するため、国は学生1人当たり10万円を支給する、学生支援緊急給付金を創設し、5月19日に新型コロナ対策予備費の使用を決定しております。

本町の本年度育英生の募集は、既に5月29日で終了をしております。募集要項では、1世帯の複数同時給付については、2人目以降を半額給付としておりますが、学生等の生活支援を行うため本年度に限り、2人目以降についても満額給付とする考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 育英金を2人目以降も満額給付に変更することにつきましては、将来にわたっての育英基金制度の安定的な維持継続の観点から考えておりませんが、これまでの学期ごとの分割交付を本年度に限り、当初の一括交付に変更できるよう現在、施行規則の改正を検討しているところでございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 次に、本年度の須知高校生への町営バス利用促進助成金についてであります。質問の通告要旨が少し分かりにくいところがあったと思います。これから申し上げるのが本当の趣旨でありますので、よろしくをお願いします。

町営バス利用促進助成金は、通学定期券購入の2分の1となっているところでありますが、通学定期券の割引率については、1か月は40%引き、3か月は、1か月定期料金の3倍の5%引き、6か月は、1か月定期料の6倍の10%引きとなっておりますが、新型コロナウイルスの影響で収入が減少している世帯もあることから、本年に限り、どの期間の購入についても、6か月定期の割引率である46%引きとする考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田昇君） 須知高校生への町営バスの利用促進助成金につきましては、定期券購入額の半額の助成を実施しておるところでありまして、定期券購入の一律46%引きについては、考えていないところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 次に、国や府の支援金等申請については、ほとんどがオンライン申請でありまして、高齢者やパソコン操作に慣れないなどの事業主は、申請が困難な状況にあります。商工会と連携して講習会を開催する考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国の持続化給付金につきましては、オンライン申請ということにされておきまして、町内事業者の中にも、そういった端末操作等に慣れていないなどの理由によりまして、申請の相談を受けるケースがあるところであります。

申請が困難な事業者の方には、商工会と連携を図りながら、必要書類の案内など個別に対応を行って、申請サポート会場への誘導を行っているところであります。

また、京都府の休業要請対象事業者の支援給付金につきましては、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法によりまして、京都府支援給付金センターに郵送することとなっております。議員から提案のありました講習会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から実施をする予定はありませんけれども、引き続き個別相談において、対応を行ってまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 第2点目は、今後の新型コロナウイルス感染症対策等についてありますが、第2波、第3波の可能性が排除できない状況の中で、新しい生活様式を着実に実行していくことは、新型コロナウイルス感染症を封じ込めることにつながると言えます。

6月1日から小中学校も開校し、集団感染対策として、児童生徒や教職員の検温を実施する必要があると考えますので、小中学校、幼稚園、保育所や公共施設等に体温測定をするサーモグラフィーカメラを設置する考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国が示しております新しい生活様式では、日常生活を営む上での基本的な生活様式とし、家庭での体温測定や健康チェックを推進しておるところでありまして、まずは住民の皆さんにおいて、自身の健康状態を把握いただくことや、施設を使用される主催者が参加者の検温等を徹底いただくことで、公共施設内における感染は防げるものと考えておきまして、監視人員を確保したり、監視体制も必要になってくることでありますから、サーモグラフィーカメラを設置する予定はありません。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 学校におきましても感染予防対策といたしまして、家庭での児童生徒の毎朝の検温と健康観察を徹底しているところでございます。

学校施設へのサーモグラフィーカメラの設置につきましては、児童生徒への指導の在り方や監視体制の整備等、運用上の課題もあり、学校現場の意見を聞きながら、まずは調査研究から進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 次に、イベントや人が多く集まる施設では、感染防止対策として、都市部では既に、商業施設でも検温を実施しているところもありまして、本町においても、検温を要請するとともに、事業者がサーモグラフィカメラを購入する場合は、補助する考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） サーモグラフィカメラにつきましては、不特定多数の来場者があるような場所、また、イベント等には効果があるのかもしれませんが、現在のところ、その導入に対して補助金を出すというようなことは検討をしていないところでありますけれども、今後については国の動向も見ながら、検討したいというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 次に、新型コロナウイルス感染症の第2波や第3波が襲来し、小中学校が臨時休校になったとしても、これ以上、児童生徒の学習を遅らせるわけにはまいりません。その対応としてオンライン学習の環境整備を早期に進めることにつきましては、村山議員からの質問で、文科省が進めるGIGAスクール構想の整備に向けて9月補正で予算計上するとの答弁がありましたので、質問は省略いたします。

文科省が進めるGIGAスクール構想は、全国の小中学生1人にパソコンやタブレット端末を1台確保して、学校内に高速大容量の通信ネットワークを構築する計画で、校内での双方向の一斉授業とか、子ども一人一人の状況に応じた個別学習、ネットや動画を活用した授業が可能になり、仮に、災害、感染者の発生といった緊急時の臨時休校があっても、児童が端末を持ち帰り、オンライン学習もできるようになりますし、また、通信機器が整わない家庭へのモバイルルーターの貸与や、学校側が使用するカメラなどの通信整備も文科省が支援するということですので、本町のGIGAスクール構想の整備に向けまして、準備を進めていただくことを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、感染症対策の新しい生活様式の3つの中に手洗いが入っております。30秒程度かけて、きれいに手を洗いましょうということなのですが、最後に、蛇口を手回して締めれば、ウイルスが付着しておれば、またそれが洗ったきれいな手に付着するということになりますので、小中学校、幼稚園、保育所及び公共施設の水道蛇口を手回し式からレバー式に取り替える考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 公共の施設につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまし

て、小まめな手洗いや手指の消毒等の大切さが町民の皆さんにも浸透してきておりますので、使用頻度の高い施設から順次整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、町内の保育所におきましては、子どもたちが主に使う水栓につきましては、おおむねレバー式に整備がされておるところでありますし、なお、新庁舎につきましては、レバー式じゃなしに、手を出したら自動的に出てくる感知式の水栓を設置する予定となっております。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 教育施設の水道蛇口をレバー式に取り替えることにつきましては、要望をいただいている学校もございまして、手洗いの後、ウイルスが手に付着するリスクが軽減されるという感染予防の観点から、できるところから順次進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） もう既に他市町村では、このレバー式に全部取り替えたという調査もありますので、できるだけ早期に取替えを進めていただきたいことを要望して、次の質問に移ります。

次に、新型コロナウイルス拡大の第2波が懸念される中、本格的な雨の季節を前に、豪雨災害などが発生した場合の避難所運営が懸案として浮上してきております。従来の避難所は、ウイルスが拡大しやすい密集・密接・密閉の3密の条件がそろっております。このことから、内閣府などから、避難所での新型コロナの感染拡大を防ぐため、都道府県が市町村に対し事前に定めた避難所以外にも、可能な限り多くの避難所開設を求める内容の通知が来ているのではないかと感じております。

現行の第1次・第2次避難所で、感染症予防の3密を避けるためには、収容人員に限度がありまして、避難した人が全員入り切れない避難所が出てくるのではないかとこのように考えられます。このため学校の空き教室や公共施設などの活用によりまして、新たな避難所を指定するなどの検討を行う必要があるのではないかと、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 指定避難所につきましては、既存の公共施設を活用しているところがありますけれども、必要に応じて再検討も行ってまいりたいと考えております。

なお、避難所内におけます感染症予防対策としまして、マスク、手指の消毒液、また、非接触型の体温計でありましたり、パーティション等の備蓄を計画しておりまして、今定例会

において補正予算を可決いただいたところでもあります。

また、先般5月12日付で各区長宛てに、避難所での感染防止対策として、従来の避難所だけでなく、安全な区域にあります、ご友人や親戚宅等への早期避難についても、区民の皆さんに呼びかけをしていただくようお願いをしてきたところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 次に、避難所での3密を避けるためには、パーティションの備蓄が必要であります。先ほども少し答弁がありましたが、備蓄状況と備蓄計画について、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在、パーティションとしましては、50セットを備蓄しております。先ほど申し上げましたが、この6月議会におきまして、国の地方創生交付金を活用しまして、新たに75セット購入するための補正予算を可決いただいたところでありまして、速やかに購入してまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 備蓄は50セットで、75セット追加で購入するということでございます。これで125セットなので、1次避難所が多分80前後ぐらいあるん違うかなと思うんですが、1か所に1つあるなし、2つは配置できないという状況でありますので、これは早急にもっと整備をする必要があると思いますので、検討をいただきたいというふうに思っております。

先ほどもありましたが、京都府の令和2年5月補正では、避難所の感染拡大防止対策に対する市町村支援制度を創設しております。避難所の3密防止のため、パーティション等の資材購入に2分の1の補助金が交付されますので、その制度を活用し、さらに備蓄する考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） その制度の活用も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 次に、一般質問の通告をした時点では、臨時休校の長期化を踏まえ、政府や文部科学省で、小学校の9月入学導入についてその是非が検討されておりましたが、最近になりまして、9月入学の来年度導入は見送り論が大勢を占めまして、今日の京都新聞の記事には「政府は、来年9月入学断念へ」という報道がされております。これは、学

校現場を預かる地方自治体、また、教育委員会で反対意見が噴出したことも要因となったと聞いておりますが、小学校の9月入学制導入について、教育長の見解をお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 9月入学制の導入につきましては、国際化の観点から、検討そのものを否定するものではございませんが、国や地方公共団体の会計年度や就職活動など、社会全体に大きく影響する問題でありまして、冷静な、また、かつ慎重な議論が必要であるというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、一番に今考えるべきことは、児童生徒の健康と安全を守ること、併せて、3か月間もの長きにわたり学校に行けなかった児童生徒の学力保障とか、楽しい学校生活を取り戻してやることだというふうに捉えておりまして、そのために学校現場とともに連携協力しながら、その部分をしっかり取り組んでいきたい。併せて、保護者の皆さん方や地域の皆さん方のお力もお借りしながら、充実した学校生活が送れるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 9月入学制導入につきまして、もう少し見解をお持ちでしたら、お聞きをしたいと思いますし、9月入学制度を導入してまで学習の遅れを取り戻そうというような、文科省や政府の考え方なので、臨時休校によりまして、どれぐらいの学習の遅れが出ているのかということと、今年度中に遅れを取り戻すことができるのか。また、来年度まで持ち越さなければならぬのか。その辺の見解を、お聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまのご質問でございますけれども、本年度中に全ての時間数を取り戻せるかということについては、多分厳しい部分があるかと思っております。そんな中でも学習内容を精選しながら、できるだけ子どもたちには、いつもの年度と変わらないような学習内容となるように、今、取組を進めているところでございます。その一つとして、夏休みも短縮いたしまして、約二十日間ほど短くなる予定で、計画をしているところでございまして、学校現場のほうでも学習内容の計画的な推進に向けまして、努力をしているところでございます。

そもそもこの9月入学制導入のことにつきましては、今回のコロナで臨時休校が長くなったことから、学力の保障とかいろんな面が出てきたこととございまして、時期的なものがございまして、いろんな仕組みを随分変えていかん部分がありますので、これは、やはり様々な角度から、よく見極めた上で検討すべきものであると思っておりますので、直ちに、

これをどうしていこうかということには、ならないのではないかなと思っております。

長い教育の歴史も明治から始まっておりますけれども、長年積み上げてきた教育の仕組みを一から見直すことにもなりますので、慎重な審議が必要かと。長い時間をかけて考えていくべき問題ではないかなというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 樹山教育長のお考えは、慎重論ということで捉えたらよろしいですね。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、町職員の在宅勤務が事前準備もなく、急遽実施されたところではありますが、民間企業の在宅勤務でも、業種によって違うと思うんですが、一般的な事業所では、ある社長がおっしゃっているのは、業務効率は3分の1程度というふうに言われておりますことから、町職員の在宅勤務、ネットワークに接続していない自宅のパソコンでは事務効率が非常に悪いと、私は思っております。

在宅でどのような勤務をされていたか、把握もできていないと思いますので聞きませんが、今後、在宅勤務を実施する場合には、事務効率の向上を図るために、専用のモバイル機器を貸し出すべきではないか、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 行政機関としまして高度な個人情報を取扱いしておりますし、公文書も取扱いをしているということで、これを持ち出すということになりますと、相当高度なセキュリティが求められるということでありまして、そういった観点からも、自宅から役場の情報システムにインターネット経由で接続するというようなこともできないわけでありませぬ。

職員にモバイル端末の貸出しをしようと思しますと、やはりそういった一定のルールが必要になってまいりますし、今あるシステムに、そのまま端末さえ持って行って、つなげばいいというものではありませんので、それ用のシステムをつくる必要があります。今あります端末は、その端末自体にいろんなデータが入っております。言わばデータがいっぱい入った、肥えた状態のファットクライアントという名前と呼ばれておりますけれども、それをサーバのほうで主に処理をして、中身のない端末機を持ち出す必要があります。それを痩せた端末、シンクライアントというように名前を呼ぶようではございますけれども、そういうシステムの転換を図っていかないと、単に持ち出してつなげば済むというものではないということでありませぬ。その辺も含めてです。

ただ、今回、確かにいろんな課題も出てきましたので、情報セキュリティの確保を当然
図った上で、働き方改革についてもつながることでもありますので、どのような環境整備がで
きるのか、検証はしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 町長の答弁のとおりでありますし、在宅勤務専用のモバイルでし
たら、オンライン会議とかパソコン操作をしていた時間等が表示されまして、業務の状況が
把握されますので、ぜひこれは導入をしていただきたいというふうに提案をします。また、
新型コロナの関係、テレワークをそのまま続けようという企業もございますので、役場の業
務で100%の効率がテレワークで上げられるということになれば、これは今建てとる広い
庁舎が要らんというようなことにもなってきます。その辺も十分検討いただきながら進めて
いきたいなというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅原好範君） これで、篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩に入ります。再開は12時45分とします。

休憩 午前11時34分

再開 午後 0時45分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日の本会議における議員につきましては、感染予防策として密を避けるため、午後から
も、議員7名について別室に移動いただき、テレビモニターでの視聴をいただきます。あら
かじめ連絡していますとおり、7名の議員の移動をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時46分

再開 午後 0時47分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在、着席いただいている席を本日午後の席順といたします。

次に、谷山眞智子君の発言を許可します。

13番、谷山眞智子君。

○13番（谷山眞智子君） 13番、谷山眞智子。

通告に沿って質問をいたします。よろしく申し上げます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染対策として、京丹波町病院及び和知診療所が医療従
事者と受診者等の感染予防について、この数か月、どのようなことを実施されてきたか、お

伺います。

また、ちょっと書いていないんですけども、歯科診療所のことについても、もし分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まず、大前提としまして、「院内から感染者やクラスターを絶対出さない」という強い危機意識の下、京丹波町病院、和知診療所、また、歯科診療所も同様だと思いますが、対応策を講じてきております。現時点におきましては、緊急事態は解除されましたが、まだウイルスが消滅したわけではありませんので、第2波、第3波の襲来というのも予測ができる場所がありますので、医療現場におきましては、この収束については長期化するのではないかとということを感じながら進めておるところであります。

病院内におきましては、医療法等にのっとり定めております医療安全管理マニュアルに従った対応策を講じておりまして、具体的には、入院患者様への面会の禁止、夜勤看護師の病棟業務と救急外来業務の完全分離、来院された全ての方を対象とした検温の実施、発熱外来の開設や薬の長期の投与など、濃厚接触や飛沫感染を防ぐ、でき得る限りの対応策を講じておるところであります。また、日々の消毒でありましたり、換気・清掃作業も念入りに行いまして、施設内の衛生管理を強化しております。

そして、医師をはじめとする医療従事者につきましては、感染防護服やマスクの着用はもとより、日々の健康観察や会議時間の短縮化や昼食時間・場所の分散化などについても実施をしております。

今後につきましても、強い危機意識を持ち続けまして、基本的には国、京都府、南丹保健所、医師会など各関係機関からの情報収集にも努め、その方針や指導にのっとりまして、さらなる感染予防策を講じてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 緊急対策宣言が解除されてから、今後、第2波が心配されるわけですが、今の町長のお答えによりますと、今の感染対策を続けていくということによろしいでしょうか。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 先ほど町長の答弁もございましたが、まだウイルスが消滅したわけではございませんので、当面の間、いろいろな情報を収集しながら、現状の感染防止対策を継続してまいります。ただ、状況が日々変わっておりますので、なるべく早くの段階で、入院患者のご家族とか、あるいは、外来でお越しいただいとる患者とかの負担軽減には

努めてまいるように検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） よく報道でもされているんですけども、医療関係がコロナによってすごく減収しているということなんですが、多分、京丹波町病院もそういう人数も減ってるし、収入のほうも減ってきていると思うんですけども、その状況と、それに対して町長はどのようにお考えになっているか、お伺いします。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 昨年度と金銭的に比べますと現在、決算の真っ最中ですので、金額には反映できておりませんが、患者の人数から見てみますと、京丹波町病院の例を挙げてみますと、実は、入院患者は平成30年度と令和元年度と比べますと、1年間の入院患者は増えているんです。これは地域包括ケア病床の関係になります。ただ、月ごとに見ますと、今年の4月と去年の4月を比べますと、一月に284人の患者の減です。それから、今年の2月から3月の比較をしますと、3月は177名の減少ということで、今年の2月、3月、4月と入院患者についてはどんどん下がっておるということになります。

京丹波町病院の外来につきましては、今年の2月、前年度の2月と比べまして315人の減少、3月におきましては、前年度と比べて286人の減少、この4月につきましては、前年度と比べて430人の減少ということで、患者の減少が見られるということになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今の状況を聞いていただいたら、やはり今度、一般会計からの補正を、また以前より多くなると思いますが、今やはり命のほうの方が大事ですし、そして京丹波町病院は京丹波町に一つしかない病院ですので、感染が出ないように、いろいろ経済のことも考えられるでしょうけれども、今は感染者を出さないように、十分に対応していただきたいと思います。

続きまして、特別給付金についてお尋ねします。

令和2年4月27日現在、京丹波町の住民基本台帳に記載されている全ての住民が、10万円の特別給付金の対象となっています。その中で外国人技能実習生の手続がどのような状況であるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町内在住の外国人の技能実習生の方につきましては、65名のうち、

5月末現在で、50名の方に申請をいただいております。

また、町民の皆さんに対しても、確実に届くよう広報紙なり、お知らせ、また、ケーブルテレビ等によりまして、申請に関する啓発を行っております。1か月が経過する中で申請がされないという方については郵送なりなんなりで、お知らせを再度させていただく予定としております。

今日も出ておりましたが、人口当たりでは90%を超える方への振込が確定をしておるような状況でございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今、町長がお答えいただいたように、本当に、よそと比べたら、ちょっと郵送とか遅かったんですが、配布については、すごいスピード感を持っていただけたなということは、すごくよかったと思っています。ただ、外国人技能実習生の方も、まだ何名かは出されていないかもしれませんので、今おっしゃっていたように、あと1か月ほどしてチェックして、また郵送するということですが、もう少し丁寧に、やっぱり外国人実習生の方は、お尋ねしたところによりますと、大きな企業ですと人事担当の方と通訳の方が対応して、必要な書類についてはコピーし、書き方もちゃんと丁寧に説明して、それを添えて出したということでした。しかし、そのほかのところにつきましては、ちょっとまちまちなところがありますので、やはりせっかく京丹波町で働いてくださっている技能実習生の方にも全てに行き渡るように。技能実習生の方だけじゃないですけども、全町民に行き渡るように、落ちこぼれのないように、そういうふうな対応をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、これから秋にかけて、大雨や台風のシーズンを迎えます。新型コロナウイルス感染の第2波が心配される中、複合災害が起きる可能性があります。3密を避けるなど避難所の在り方、また、ガイドラインの作成が欠かせないのではないかと思います。

また、準備品についても、先ほどおっしゃっていたように、パーティション、それぞれの仕切りのようなものも必要ということで、それと、感染症に対しては、じかにいるというのは駄目で、やっぱり高さが必要になるということも聞きますから、ベッドみたいな形の、もうちょっと高さのあるようなものが、感染症対策には必要であるということが言われております。そういうことでガイドラインの作成を考えておられるのかということをお尋ねします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルスの感染症対応に係ります避難所の関係につきまし

ては、先ほど篠塚議員のところでお答えをしておりますので、議員からご質問のガイドラインの部分に関して、改めてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、ガイドラインの作成につきましては、避難所におけます新型コロナウイルス感染症への対応に関する国の通知に基づきまして、京都府等関係機関と協議・調整を図る中で現行、住民の避難マニュアルというのがありますけれども、その中に加える形で検討を行ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） それと、ちょっと付け加えてなんですけど、飼い主の責任によるペットとの同行避難について、災害時におけるペットの救護対策ガイドラインが環境省から平成25年に自治体に配付されています。京丹波町でもペットとして飼われている犬とか猫が多くありますが、このようなコロナ複合災害のガイドラインにも、そういうことを含めていられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） ペットに関してでございますが、先ほど町長からもありましたように、マニュアルのほうにも避難所のペットに関する部分がありまして、そういったところも活用しながら、今後も対応していきたいというふうに思いますし、先ほど申されました、平成25年の環境省の通達に基づきましてこのマニュアルをつくっているわけですが、今後の状況も変わってくることもあると思いますので、そういった内容も日々研究して、マニュアルに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 昔であれば、ペットというのは、犬とか猫は別にほっといてもええというような感じやったんですけども、もうこの頃は、ペットといえども子どものようにかわいがっておられる方も多々ありますし、やはりそういうところで、ガイドラインのほうに記していただければよいと思います。ただ、ガイドラインでずっと調べてますと、ペットの救護について、場所的な問題というのもありますので、公民館とかそういう避難場所の状況とか、それから、狂犬病とかの注射で登録されている犬の数とかで、その地域にどれぐらいいるかも多分、分かると思いますので、細かいことですが、そういうこともちょっと調査していただいて、ガイドラインに生かしていただきたいと思います。

続きまして、町内には福祉施設が二十余りあります。勤務されている職員の方々が新型コロナ感染予防に必要なマスク、防護服、手袋、消毒液等の衛生品の確保ができていないのか、無理な勤務をしていないかなど問題点について、関係各課との緊密な連絡体制がつけられて

いるのかどうか、伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルスの関係で、衛生用品をはじめとしまして、そういった品物の需給が逼迫をしておるという中にありまして、それぞれの施設におきまして、その確保に努めていただいておりますし、また、代替できるものについては、それを活用いただいておりますけれども、非常に厳しい状況であるということはお伺いしておるところであります。

なお、その衛生用品等でありまして、都道府県、京都であれば京都府を中心に、不足状況の把握でありましたり、医療機関を含めた総合的な需給の管理が行われておるところでありまして、町としましても、備蓄物資でありますマスクの貸与などの可能な支援を続けてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 特にマスク、最初の方に言うていただいて、それぞれの事業所に配布していただいたんですが、それを過ぎていきますと今度、防護服が少なくなってきたのと、それから消毒液、手袋も少なくなってきたというふうに、さっき聞いたときに、そうおっしゃっていたので、そういう面についても、やはり京丹波町に在住の方がそういう施設でお世話になっておりますので、その点、担当の課の方もいろいろ大変なときですけれども、そういうことに対応していただいて、施設でも、通所施設でも感染者を出さないように、お互い協力して、いつも町長がおっしゃるようにオール京都じゃないですけど、一丸となって、していただきたいと思います。

続きまして、最終よろしく申し上げます。

新型コロナウイルスの影響によって、保育所、幼稚園、小中学校は3か月余り、休園・休校となりました。その間、学習の機会を奪われた子どもたちのために、本町ではケーブルテレビで「まなびあいチャンネル」の放送などをする取組を行われました。しかし、休校による学校教育の空白を埋めることは容易ではありません。

一方で、学校教育のオンライン化、つまりインターネットを使用して、学校と家庭をつなぐ遠隔授業の実現が新型コロナウイルスの影響下で、切実な課題として浮き彫りになりました。

文科省では、小中学校の全学年で1人1台のパソコン配備とネットワークの整備を目指す、篠塚議員もおっしゃっていましたが、GIGAスクール構想を打ち出しています。本町のICT教育について、取組状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまのご質問でございますけれども、現状としてのICT教育の様子について先にお話をさせていただきますと、本町のICT教育につきましては、平成29年度に導入した学習系のパソコンで、教育ソフトやデジタル教科書を使用した学習を進めております。本年度は、まだ休みが続いていましたので、授業そのものはできておりませんけれども、昨年度までは、そういう形で進めておったところでございます。

また、今、議員ご指摘のとおり、臨時休業期間中には、ケーブルテレビや町のホームページを活用しまして、家庭学習支援番組として「まなびあいチャンネル」を動画配信させていただいたところでございます。また、独自に制作した授業動画を、動画共有サイトに本校生徒に限って配信しているという中学校もございます。そういったことで現時点としましては、今あるもの、町内にあるシステムをうまく活用して、情報教育に取り組んでいるという状況でございます。

また、谷山議員にご指摘いただきましたGIGAスクール構想のことにつきましては、文部科学省のほうも令和4年度までにという計画でございましたけれども、今回の事案を踏まえまして、できるだけ前倒しでやっという国の動きでございますので、このGIGAスクール構想の具現化に向けまして、オンライン学習をしっかりと取り組めるように、できるだけ早く導入に向けて研究を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今、教育長からの説明もありまして、京丹波町も最先端は行っておりませんが、何とかみんなに学習の機会が当たるように、努力されているということをお伺いして、ちょっと安心しました。

政府は、コロナ緊急対策としてGIGAスクール構想を前倒しして、補正予算2,292億円を計上しました。休校が長期化した子どもたちに学びを保障するため、遠隔教育の実現などを目的としているものです。

コロナ休校が続く中、熊本市では、市内の全小中学校でオンライン授業を実施しています。この非常時に、このような迅速な対応が可能になったのは、2年かけて情報通信環境を整備してきた結果であります。

また、「できることからやる」がその基本だそうです。本町でもピンチをチャンスに変えて、パソコンを活用した新しいICT教育を目指していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（梅原好範君） これで、谷山眞智子君の一般質問を終わります。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

11番、東まさ子君。

○11番（東まさ子君） それでは、令和2年第2回定例会における一般質問を行います。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

5月21日、京都府の新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除、25日には全国で解除されました。この間、住民は、3密を避けつつ、安全な生活、外出について考え、行動しながら元の暮らしを取り戻すため頑張っているところでもあります。

しかし、感染の不安は消えず、非常に厳しい状況が続いているのが現状です。政府の対策も、事業所の休業、自粛を要請したことによる補償として緊急経済対策を実施し、特別定額給付金や持続化給付金、社会保険料の減免猶予など実施をしてきましたが、さらに充実や改善を求める世論の力の下、政府は、第2次補正予算で医療提供体制の拡充や中小企業支援などを決定しました。予備費の10兆円など問題も指摘されておりますが、新たに2兆円の臨時交付金も交付されることから、引き続き収束まで、町民の生活となりわいを守るための支援を、町民の意見を取り入れて力を尽くしていただくことを求めるものであります。

それでは、伺います。

まず、全国民一律1人10万円給付の特別定額給付金の申請権について伺います。定額給付金の給付対象者及び受給権者は基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方で、世帯の世帯主となっております。老人施設に入所の場合は、職員が代理申請できることとなっております。一律10万円給付は外国人も含め、4月27日時点で住民基本台帳に記載されている全ての方が対象であります。

この制度の趣旨に基づき、文字どおり全ての国民に行き渡る制度でなくてはなりません。4月27日に死亡された場合の申請についての対応はどうなるのか、伺いたいと思います。

また、申請が困難な方、代理申請など支援があると思いますけれども、その考え方についても伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 単身世帯で、申請前に亡くなられた場合につきましては、給付の対象にはなりません。2人以上の世帯で、世帯主以外の方が亡くなられた場合につきましては、世帯主が受給をされるということになります。また、同じように2人以上の世帯の場合で、世帯主の方が亡くなられた場合につきましては、その世帯員のうちから新たな世帯主となられた方が申請をされ、受給いただくということになります。

また、福祉施設入所者や障害のある方、さらには、日常生活に支援を要する方々等、申請

が困難な方の対応としましては、スムーズに申請ができるよう、関係機関や関係団体、あるいは民生児童委員に協力をお願いしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 質問の4月27日に亡くなられた方の対応というのはどうなっているのかということについて答弁がございませんので、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 答弁をさせていただいたつもりでおりますが。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 4月27日時点で亡くなられた方については、この給付金の対象にならないということでありました。老人施設の入所の方については代理申請ができるということではありますが、4月27日時点で亡くなった方は、代理申請の手続ができないということで、対象にならないということでありましたが、実際はどうなっているんですか。対象となったんですか、ならなかったんですか。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 代理申請というのは、その手続の問題でありまして、まず、この対象になるべき人は、4月27日現在が基準となります。そこからお亡くなりになった方、それから、申請をする場合については、個人でできない場合については、誰かを立てて代理申請をされる方、これはもう手続の問題ですので、まずは、27日現在で生存されている方が、全てが対象ということになります。

ただし、対象にはなられましたけれども、申請をされるまでに亡くなられた方、ここからまた二つに分かれるんですが、単身世帯の方でありますと、申請前に亡くなられた方については、もう実務上の給付事務が発生しませんので、対象外ということになりますので、そこから辺でそれぞれのケースによっては変わってくる場合があるということでもあります。まず、基準日に、その対象者になっているかどうかというのが一つのポイントと申しますか、基準ということになるかと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 本町の場合は、申請書が配布されたのが5月12日ということだったので、4月27日に亡くなっておられるということでもありますので、対象とはなりませんけれども、申請の手続ができないということであって、対象とならなかったということでもあります。4月27日時点で対象となっている方が、亡くなられたという特別の事情があります

けれども、基準日が4月27日でありますので、相続権もあつたりするので、町として、やっぱりこういう特別の事情として認めるべきではないかと思えますけれども、どのようにお考えなのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 先ほども申しましたけれども、まず、4月27日が基準日になりますので、住民基本台帳に登録されている方というのを4月28日に、町としては該当の方を、リストアップさせていただきます。したがって、4月27日に亡くなられた方については、もうその時点でリストから外れてしまうということになってしまいます。

議員がおっしゃるような、いろんな事情でもって町独自でそういう対応をもう少し考えられないかということをございますけれども、そもそもこの給付事業が国の特別給付金事業ということになっておりますので、国の事業の実施要領に定めたとおりでしか給付ができないということが原則かと思っております。全国一律で給付をされるということですので、本町だけが実施要領から少し外れたような対応はできないということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） ちょっと聞き間違いかも分かりませんが、4月27日が基準日、町としては、4月28日に対象者となる方を拾ったということではありますが、4月27日が基準日であるので、4月28日の調査時点では、その対象として残っているのではないですか。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） リストを上げますのは4月28日という、これは実務的な作業ですけれども、4月27日現在にお亡くなりになった方は、27日中はもうリスト、基準日から外れるということになっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 国のそういうマニュアルみたいなものがあるのですか。

4月28日時点で、もう申請の権限はないということですけど、やはり基準日が4月27日としていることも含めて、特別な事情でありますので、いろんな政府が考えている施策についても、矛盾とか改善点が見つければ見直しをしてやっていることも多々ありますので、もう一度、町として4月27日時点で、その基準日は該当しているもので、こういうケースはどうであるかというふうなものを、国のほうに伝えてもらうというのはできないものなのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 4月28日にリストを作成するという意義ですけれども、4月27日に死亡されていない方ということですので、4月27日にリストをつくってしまうと変動が生じますので、4月28日に実務上、リストを出しているということでございます。国のほうに対しては、我々実務を担当する者としては、国の実施要領に基づいて、その範囲でしか給付ができないということでございます。ただし、いろんなケースがありますので、難しい案件については町だけの判断ではなしに、京都府を通して国のほうにも、こういう事例は、実際どうしたらいいのかというのは、その都度、照会をさせていただいております。議員のおっしゃっているそういうケースについても、先ほどから答弁をしておりますように、4月27日現在で亡くなられた方については対象にはならないという回答のもとに給付をしているということでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 4月27日に亡くなられた方は対象にならないということでありまして、反対に、4月27日の住民基本台帳に載っている方はその対象になるということもありますので、もう一度、国のほうに、こういう特別の事情、こういうことは予測されていなかったかも分かりませんので、ぜひとも申入れしていただくということは、お願いできないものか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） この基準日については、京丹波町だけではなしに、いろんなところもやっぱりそのジャッジをする上で国のほうには聞いているんだというふうに思います。京丹波町も、Q&Aの照会の中で聞かせていただいておりますので、照会する中では先ほどから答弁しているように、4月27日中に死亡された方については対象外という回答を頂いておりますので、それ以上の分は、今の段階では対応ができないということでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） いろいろとできることはあると思うんです。相続権とかもありますし、たまたまその施設に入所しているというのは、その施設に入所したことによって住所を変更しなくてはいけないということでもありますので、そういうことも考慮の範囲にさせていただいて、ぜひとも引き続き国のほうへ申入れをしていただきたいと思います。要請をしておきます。

次に、国は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として市町村に対し、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した国保加入者の2019年度、2020年度の国保税について、減免するよう通知を出しております。そして、自治体が国保税の免除等を実

施した場合、保険税収入の減収分を国が全額補填するとしております。

免除等の対象になるのは、主たる生計維持者の収入が前年度比で7割以下になった場合であり、前年の合計所得が1,000万円超えの場合、あるいはまた、減収した収入以外に400万円以上の収入がある場合は対象外としております。国保税のほかに介護保険料、後期高齢者医療保険料も同じく減免がされます。

後期高齢者医療の保険料については、今日も新聞折り込みがされておりましたけれども、これから税や保険料の納入通知書が送付をされますが、通知書とともに減免猶予制度を分かりやすく周知できる印刷物を一緒に送付し、必要な人が利用できるよう徹底されたいと思いますけれども、見解をお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町民税及び国民健康保険税につきましては、例年それぞれの納税通知書に制度の概要を説明したチラシも同封しておるところであります。このチラシに減免制度を記載して、周知を図ってまいりたいと思いますし、また、税の徴収猶予につきましては、ホームページと、次回に発行いたします広報紙のお知らせ版のコロナ関連支援特別号に制度の概要を掲載して、周知を図りたいというふうに考えます。

介護保険料につきましても、例年納入通知書に制度の概要を説明したチラシを同封しておりますけれども、減免制度についても周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） これまでも減免の通知もしているということではありますが、今回は国が減免をするということで、3割以上収入が減少した場合は、減免の対象になるということを示しております。減額や免除の詳細についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 国保税の減免についてですけれども、世帯主の令和2年2月以降の最低収入月額であります任意の月の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入額を基準として年収を算定しまして、前年収入額と比べて30%以上減収されている場合が、この減免の所得に関する判定基準であります。

それと、もう一つ、新型コロナウイルスの感染症によりまして、主たる生計維持者が死亡した場合、重篤な傷病を負った世帯につきましては全額免除という制度となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、課長がおっしゃいましたように、それぞれ細かい、30%以上は、これこれの金額が減免されますという、そういうものが国のほうから来てますね。そういう詳しいチラシを作成して、それを一緒に同封していただくということを今回はお願いしているわけですが、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 国保についてのチラシなんですけれども、毎年、国保の本算定の際に、今年もなんですけど、令和2年度の国民健康保険税納税通知書を送りますというチラシを入れさせてもらってるんですけれども、この中に内容をチョイスしまして、分かりやすい、見やすい形に入れさせていただいて、今の収入減の関係とか、どういう方がなられるというような概要を入れさせていただきます。長々と書いたら、またなかなか読んでいただきにくいかと思っておりますので、できるだけ詳細なところを概要的に読んでいただけるような形に入れさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） この減免ですが、国保でありましたら12か月の支払い期限ということになっておりますけれども、減額の遡及は、いつまでできますか。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 減額につきましては、2月1日以降の納期限のものにつきましてですので、令和元年度の11期・12期分も対象になります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） それから、新型コロナウイルスの影響で収入が減少する世帯の保育料について伺いますが、税、社会保険料と同等に1年間の徴収猶予を可能とするとともに、収入認定の時期を現行の規定にかかわらず、令和2年2月以降の収入減少を反映できるようにして、軽減を図るべきではないかと思いますが、見解をお聞きいたします。

また、コロナ問題にかかわらず、ゼロ歳～2歳の保育料を無償とするには、財源は幾ら必要なのかも併せてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 従来から保育所の利用料につきましては、保護者からの納付相談に応じており、特段の徴収猶予というのは考えていないところであります。収入認定の時期に関する規定は、子ども・子育て支援法において定められており、変更することはできませんが、

新型コロナウイルス感染症拡大防止による家庭保育にご協力をいただき、保育所の利用を自粛いただいた家庭を対象に、利用料や給食費を日割計算により減額をいたしておるところであります。

なお、ご質問がありました、ゼロ歳～2歳の4月分の保育所利用料の収入額というのは、107万8,900円となります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） これまで保育料の無償化がされまして、3歳～5歳までは、給食費はかかるようになりましたが、無償となったわけでございます。ゼロ歳～2歳までの保育料の無料についても検討していただくことを求めていると思います。

また、収入認定の時期ということで質問させていただきましたが、保育料は、前年の所得に応じて決まりますので、やはり収束するのも、いつか、めどもついておりませんので、ぜひとも収入減少を反映できるようにして、保育料の軽減を図るとすることも併せて検討していただくことを求めていると思います。

次に、新型コロナウイルスによる収入減少と負担増から住民の暮らしを守るために、また、収束後の回復を促進するために、消費税を5%に引き下げることが国に求めるべきではないかということでもあります。

日本経済の長期低迷の原因、これは、働く人の賃金が上がらないことにあると思われまます。1997年から2018年までの約20年間の民間の労働者1人当たりの収入、これを主要先進国について比較すると、イギリスでは193%、アメリカ182%、フランス169%、ドイツは159%と、年平均にすると2%～3%の賃金の上昇があったということでもあります。これに対して日本は、賃金が上昇どころか下落をしているのであります。そのため賃金が上がらないから消費が増えない。消費が増えないから経済が成長しない。長期経済低迷の原因はそこにあります。賃金を上昇させる政治が必要ということになります。

こうした状況の下、安倍内閣は、消費税を2度にわたり増税をいたしました。その大失政が景気後退を招いております。取りあえず消費税を元の5%に戻せという国民の声を国に届けるべきと考えますが、見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルスの関係で消費税の引下げという議論は、定額給付金と同様の制度の代わりに引き下げてはどうかというような議論があったことは承知をしておりますが、定額給付金が実施をされることになりました。

税をどういうふうに負担するかというのは、まさに国をどうつくるかということですので、国政の場で本来検討されるべきものというふうを考えておるところでありますけれども、まさに、どんな国をつくるか。低負担で低福祉の国にするのか、中負担で中福祉の国にするのか、高負担で高福祉の国にするのかということをおある程度決めていく必要があるかと思ひますし、国民の側も、そういうコンセンサスをつくっていく必要があるかと思ひます。

もちろん低負担で高福祉になればいいわけでありまふけれども、消費税は5%やけども、福祉については北歐並みにやっけてほしいというふうなことは、これは誰がどう考えても無理なわけでありまして、かの国では、消費税、付加価値税25%以上払っているというふうな状況にあります。

そういったことでありまふので、負担の部分、税の部分と福祉の部分と、両方考えながら、どういう国づくりを目指していくかということをお考えないと、一方の税だけを考えると、何か中途半端な議論になってしまうと私は考えるところでありまして、社会保障、特に今回、コロナの関係で、病院の体制が脆弱であるというふうなことがありましたので、やはり社会保障もしっかりと維持・向上させていくことが、国民生活にとっても重要と考えるので、その両方のバランスで考えるべき課題かと思ひておるところであります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 町長のお考えをお聞きいたしました。しかしながら、今の国は、高負担で低福祉であります。消費税はどんどん増えていきましたけれども、その分、大企業の税金がどんどん減ってきているということでありまふ。まさに、お金の使い方が今問われているわけでありまふ。ぜひとも景気を取り戻すためにも5%に戻すという、そういうメッセージを国に届けることが今一番求められているということをお言ひしておきます。また、今、税金の使い方が問われているということも申し述べておきます。

次に、京丹波町では6月1日から小中学校の授業が再開され、6月4日からは通常授業となり、夏季休業については8月1日～17日までとなっております。再開に向けた環境整備、学習支援についてはどのような対応がされたのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいま議員ご指摘のとおり、6月1日、昨日から学校の教育活動を再開したところでございまして、まずは感染防止対策を講じた上で、児童生徒が通常のリズムある学校生活を送れるよう、健康管理や心のケアも含めて、学校現場と十分連携しながら対応していきたいというふうにお考えしております。

具体的には、教育活動を実施するに当たりましては、例えば登下校時のバスの増便を行い、

過密を回避するとともに、マスクの着用や小まめな手洗い、近距離かつ正面での会話の回避などの、いわゆる新しい生活様式についての指導とか、教室においては1メートル以上離れて座る、常時換気をする、さらには、体育の勉強においては、直接接触を伴うような活動は行わないなどの授業形態の工夫を行い、感染防止対策に努めながら、教育活動を進めていきたいと思っております。

さらに、学習面に係りましては、臨時休業における児童生徒の学習を保障するために、長期休業期間の短縮を行いまして、時間割の工夫や行事を見直しながら、学力の定着を図っていきたいと考えております。この点につきましても、学校現場と十分連携協力しながら、子どもたちの学習をしっかりと、学びの保障をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） いろいろと対応をしていただいているということで、学校の現場の声も聞いていただいているということでありますが、学校の対応マニュアルというのもつくっておられるのでしょうか。

それと、夏季休暇が終わって学校が始まるわけでありますが、給食は暑い間、どういうふうになされようとしているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

また、学校は3密が回避しにくいということで、1メートル離すということでありますが、学校によっては、1クラスの子どもの数が多いところもあるわけですが、1クラス最大人員というのは、どのぐらいになっているのか、お聞きをしておきたいと思えますし、先生の仕事量は増えているのか、どういう状況になっているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） たくさんございましたけれども、まず、学校でそれぞれ対応のマニュアルができていくかどうかということでは、3月の休みに入ってから、それぞれ卒業式や入学式をどのような形でやるかとか、学校が再開されたときに、子どもたちに感染予防の健康のマニュアルをどうしていこうかということについては、十分検討してくれとるようございまして、それぞれ学校ごとに、感染予防の対策案的なものをつくって対応しているように聞いております。

まずは、登校してきたときにどうする、休み時間はどうする、体育のときはどうするというようなことが箇条書で示されたものをつくっておられる学校もございまして、それぞれ学校の対応に応じて、そういったマニュアルをつくった上で、感染予防の取組を進めているということでございます。

次に、夏休みの件ですけれども、今も議員からありましたとおり、1学期は7月31日ま

で、2学期は8月18日から始業という形で連絡をしておるところでございます。通常でしたら7月21日からは夏休みになるわけですがけれども、7月31日までの分をどのように迎えるかについては、慎重に検討していかんなんかというふうには、今のところ思っております。猛暑、酷暑の中でございますので、子どもの健康面、体力面も十分、現場の様子もつかみながら、6時間の授業でいくのか、午前中の授業にするのか、こういったあたりについては慎重に対応していきたい。

それに関わりまして、給食も当然関連して出てきますので、そのあたりについても、いろんな角度から分析をして、対応策は考えていきたいと思っております。

また、学校現場の教職員の仕事の状況では、臨時休業の期間、子どもたちとの接触については、あまり積極的な接触というわけにはいかないということでしたけれども、定期的な家庭訪問におきまして、ちょっと距離を置いた形で、どうや、元気かというふうな声かけをしたり、宿題、復習プリント等を渡したり、また、1週間分をまとめて学校のほうに預けてもらったりということでの学習の支援について、連携をしっかりとっております。さらには今後、学校が再開されたときに、どのような形での授業をしていこうかということでは、随分と教師間でも打合せをしたり、連携をしっかりと聞いておるところでございます。そういう部分での仕事については、しっかり対応していただけたんじゃないかと思っております。

併せまして、感染予防ということでは保健といいますか、健康面でのことについても、それぞれ担任らも、しっかり子どもたちのどういうところを見るのかというあたりも、保健の先生を中心に連携をなさっていたように聞いておりますので、そういったことも仕事の中身としては大きなポイントがあったんじゃないかと思っております。

昨日から子どもたち学校へ来ておりますので、学習のことと併せて子どもたちの心のケアも含めて、現在のところ、丁寧に対応していただいているというふうに承知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 学校が再開されたわけでありますが、いろいろと消毒とか、子どもたちのそういう対応とか、先生の仕事量が全体的に増えて大変になっているとか、そういうことはないんでしょうか。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 消毒の関係は、これから毎日していかんなんことになりますから、

定期的にはしていかなんとは思いますが、この休業期間中には、クラブ活動があるわけでもないですし、子どもたちのテストの丸つけがあるわけでもないですので増えていないと思いますけれども、今後につきましては感染予防の対策を第一に考えながら仕事量は、今までとさほど変わらず対応いただけるんじゃないかなというふうには思います。

次から次から子どもたちの状況が刻々と変化してきておりますので、それに向けての対応ということで、常に子どもたちの健康、安全、それから学びをしっかり保障していくという観点から、対応いただいているものというふうに思っているところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 国のほうを見ていたら、学校の先生を3,000人増やすということもありました。本町はマンモス学校はないですけど、1クラスの人員が多いところでは、やっぱりクラスの人数を減らすとかすることも大切なことではないかなと思いますのと、その点について、クラスには最大何人生徒がいるのか。例えば20人学級とかそういう必要性はないのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） クラスの人数ですけども、今、数字を見ておきますと、丹波ひかり小学校3年生の35人というクラスが、一番多い人数でございます。

先ほどの感染予防の観点でいいますと、1クラスの人数が十六、七人とか国のレベルでは言ってみて、2メートルほど空けんなんとかいうことでございますけれども、丹波ひかり小学校につきましては、教室の仕切りを外してしまって、いわゆる通常の廊下側の部分のところずっと広げまして、間隔を随分広く取って授業をしているということですので、それで対応はよしというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、民間ホテル誘致とまちづくりについて伺います。

地域活性化などが期待できるとして、道の駅「味夢の里」の敷地内に3,624万2,000円の税金を投入して、民間ホテルを誘致し、現在、ホテルの建設が行われております。平成30年12月1日当時の新聞報道で、西脇知事が「地域の発展につながる取組で、地元の知恵と努力が求められる」とコメントされております。町長も議会で、前向きに捉えて、活性化につなげたいと答弁をされておりました。今現在、商工会や地元業者との意向も含めた活性化の具体策はできているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本年4月にホテルの運営先でありますマリオット・インターナショナルのマーケティング担当者が着任をされたところであります。その後も2月以降、コロナの関係もありましたので、なかなか進まない部分もあったわけですが、5月25日に緊急事態宣言解除、今後につきましては、その感染症の対策を講じながら、町内の各事業者の方々と個別に着地型商品の開発でありましたり、食事の提供等につきまして、具体的に進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） コロナの関係でいろいろと状況は大きく変わってきているというのが一つあります。また、外頼みの資本を導入してのまちづくりというのは、なかなか地域の活性化につながらないということもあります。しっかり商工会や地元業者のそういう活性化につながるようなことが求められるということをおし述べておきます。また、外頼みでは、なかなか実現しにくい問題ではないかということも指摘させていただきます。

次に、この間の議会において、ホテル建設に伴う新規路線の検討がされてきておりました。その必要性を伺うものであります。

6月議会で、味夢の里に隣接するホテルの10月開業に伴う来訪者等の交通の利便性を図るとして、丹波日吉線が新設されるということで提案されておりますけれども、来訪者の交通については、ホテル側が整備を行うものではないかと思っておりますけれども、お考えをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 南丹市の日吉駅と道の駅「京丹波 味夢の里」を結ぶ新規路線につきましては、今回の議会での提案をさせていただいているところであります。これは、開業しますホテルへの交通手段としてだけではなくて、インバウンドを含めました町内への来訪者が本町に来ていただく場合の交通手段の一つとして、利便性を図っていきたいということで新設をするものであります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 高齢化が進む中で、交通弱者の割合が高くなって、地域における公共交通の役割は増しております。そんな中で今回、主たる運行目的が民間ホテル開業に伴う来訪者の交通手段ということで、新しい路線が新設されるということであります。

また、今、町長おっしゃいましたように、インバウンドの人たちの足の確保ということもあるということでしたけれども、町営バス運行の本来の目的というのは、町民の生活に必要な足の確保であります。今回の新規路線の新設というのは、そういう町が定めております町

営バス運行の規定からも逸脱しているのではないかと考えますけれども、見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今回の路線につきましては、町内の新しい路線で、病院も経由するというので、そういったことも配慮しながらやるものでありますし、町内の活性化につながる路線であるというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） インバウンド、ホテルの利用者ということで、町内で巡り巡って周遊されるのであればまだしもですけど、日吉へつなぐということであれば、あまり活性化につながらないのではないかとこのことを指摘させていただきます。

次に、3点目であります。

介護保険について伺います。介護保険制度は、施行20年を迎えました。厚労省は、2021年度から第8期介護保険制度改定に向けて、さらなる負担増と給付抑制の議論を進め、2019年12月27日介護保険制度見直しに関する意見では、高額介護サービス費と補足給付、施設入所者の食費・居住費の助成の負担増を打ち出しました。2021年度からの施行を狙っております。

また、高齢者の自立支援、重度化防止等に対する取組を評価指標により競争させて評価し、財政的インセンティブとして交付金を全国市町村に配付するとしております。

そこで伺いますが、介護保険給付費の財源は、保険料負担が50%、公費負担が50%で賄われております。そのうち、国庫負担金は定率20%分と調整交付金、市町村の財政力の格差を調整する交付金として5%が基準となっており、合わせて25%であります。残りの25%は府と町の負担にしているところであります。

本町の2020年度の調整交付金は8.2%でありました。第8期介護保険事業計画では、算定の方法の見直しはされると聞きますが、具体的にはどのようになるのか、お伺いをいたします。また、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金の内容と金額についても、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 介護保険の調整交付金は、被保険者の年齢構成や所得水準などによって生じる保険料の水準格差を平準化するため、保険者に交付される国の財政措置であります。第8期計画においては、要介護認定率を重視した算定方法から、介護給付費に重みを置いた方法に変更されることが検討されております。

また、保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援や重度化防止等に向けた保険者等の取組を支援するため、平成30年度に創設された交付金で、平成30年度は、370万5,000円、令和元年度は、370万9,000円の交付を受けておるところであります。

本年度、新たに創設されました介護保険保険者努力支援交付金につきましては、介護予防や健康づくりに資する取組に対しまして交付されることとなっておりますが、算定方法等につきましては、現在、国において調整がされておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 保険者機能強化推進交付金ですけれども、この内容が変わるということで、給付費に重きを置いて算定されるということでもあります。そうしたら給付費が増えてくることになれば交付金が増えていくのか。それとも反対に、インセンティブということで減らされていくのか、その考え方についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 今お尋ねがございました調整交付金につきましては、先ほどから町長の答弁にありましたように、年齢構成ですとか、所得水準によります市町村の格差を平準化するためのものございまして、後段にございます保険者機能強化推進交付金等につきましては、市町村の取組に対して評価を受けるものですので、また調整交付金の算定基準とは異なってまいりますので、別々の考え方で交付されるものと思っております。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） また細かいことは後でお聞きをさせていただきます。

それから、再質問でありますけれども、今回の政令改定について、小幅改定と報じられておりますけれども、これまでの負担増は、利用者のみならず、介護家族の家計に重過ぎる負担となり、介護保険が利用できない大きな要因となっております。消費税が10%になり、後期高齢者医療の窓口負担も1割から2割へ引き上げられる中で、今回の負担増は、高齢者家族の生活を二重、三重に追い詰めるものであります。これ以上の負担増、給付削減は、高齢者にも、それを支える現役世代にも痛みを押しつけるものであり、批判の声を広げる必要があると考えます。

その中身としては、補足給付ということでありまして、いろいろと部屋代とか給食費の負担軽減がされておりました低所得者に対して、第8期の計画では、その低所得者に対する負担軽減を、大きく負担を増やすということになっております。批判の声を広げる必要があると考えますけれども、今回の補足給付の見直しについての見解をお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 軽減措置の対象とならない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、第8期計画におきましては、負担区分を細分化して、所得段階間の均衡が図られるよう見直しが検討されておるところでございます。令和2年4月末日現在の認定者数は316人、国の見直し案による利用者数の算出というのは、現時点では困難な状況であります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 低所得者層の方に対する大幅な負担増がされるということでありますので、指摘をしておきます。

次に、水道事業について伺います。

京丹波町水道事業ビジョンに関するパブリックコメントの実施結果がホームページに公表されておりますが、1件でありました。

素案の中のスケジュールを見ると、広域連携、官民連携が2029年度に向けて計画されております。水道法は、全国どこでも安全で安定的な水を得る権利を保障するため、原則、市町村が運営することが定められております。民営化や広域化に移行するとどうなるのか、伺います。水道料金の見直しも計画されておりますが、見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 将来にわたります安心・安全な水道水の供給体制を築くため、府内全域の水道事業の方向性を示すものとしまして、京都水道グランドデザインというのが策定をされまして、府内三つの圏域におきまして協議会を設置することが明記されました。本町と亀岡市、南丹市の2市1町で構成します中部圏域におきましては、第1回の幹事会が令和2年1月に開催されたところでありまして、今後、幹事会におきまして広域連携等に係る研究会が設置されまして、広域連携や共同化等についての調査研究を進めることとしております。

本町の水道事業につきましては、公営企業法に基づく独立採算性を原則とした事業経営となっており、安定的・効率的に事業を継続していくため、計画的な施設の更新を行い、水道料金の最適化に向けた検討を行ってまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 本町の水道というのは、丹波の統合水道の事業がありましたし、和知との統合もされたところであり、今後は、老朽管路の更新というのが大きな仕事となってくると思います。今回、広域化、そして官民の連携をしていくということが、この頂いた水道事業ビジョンにも書かれているわけでありましてけれども、広域化になると、我々の議会の意見も届きにくくなるであろうし、官民連携になりますと、やはり民営化ということで水道

料金の負担も即増えてくるということになると思いますが、これを決めるのにパブリックコメントは、ただ1件でありました。やっぱり町民の意見を聞くということを第一にしなくてはいけないので、町民の意見を聞いて結論を出すというか、そういう道筋を取っていくことが大事と思いますが、見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） もちろん水道ビジョンにつきましては、町民の皆さんの意見もお聞きしながら進めていくということでありまして、議会のご意見も頂戴するという事で、今回考えておるわけでありまして、パブリックコメントも公募して、たまたま1件であったということでありまして、それも手続にのっとってパブリックコメントを募集したところでもあります。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 補足でございますが、水道事業ビジョンを作成するに当たり、町内の方々にアンケートを実施しておるところでございます。調査件数が2,000件、回答数は1,116件ということで、かなりの方から回答を頂いております、町民の皆さんのご意見については十分反映をされているというふうに思っております。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） アンケートも取ったということでもあります。議会の議決ということもあり、全協でもいろいろと詳しく説明もいただくということでもあります、官民連携ということや広域連携、これは、中身的にはどのようなになるんですか。どういう部分を広域化するのか、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 広域化につきましては、町長の答弁にございましたとおり、中部圏域の中で検討することになっております。この協議会の正式な名称は、京都府水道事業広域的連携等推進協議会、これの中部圏域ということでございます。京都府が主導するものでございますが、この広域連携につきましては、令和2年1月に第1回の幹事会が行われて、緒に就いたばかりでございます。広域連携等について今後、調査研究を進めていくことになると思いますけれども、施設台帳の整備ですとか、例えば医薬品の共同購入ですとか、職員の交流ですとか、そういうものを検討するのではないかと考えています。

官民連携につきましては、議員ご指摘のとおり、水道法が改正されまして、第24条の4から第24条の13において、官民連携の推進というものが明記をされたところでございます。官民連携の方式については様々ございますので、広域連携協議会等で十分な検討を重ね

ながら、メリット、デメリット、ここで行うことはどうなのかということについても、十分検討を重ねていきたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 官民連携ということは、民営化ということではないんですか。その点の確認とそれから広域化ということですが、人の体制の問題とか、いろいろとおっしゃってましたけど、中身的には、本来ならば小さい自治体のほうが、災害とかあったとしても、すぐ現場へ行けるし、そういう仕事ができると思うんです。連携が広がることにしたがつて、やはり即座の対応は遅くなっていくと思うんですね。やっぱりそういう点ではパブリックコメント・・・。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） ご指摘の部分も含めまして今後、連携協議会の中で十分な検討を重ねていくということになるかというふうに思っております。

○議長（梅原好範君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩に入ります。再開は2時25分とします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

6番、坂本美智代君。

○6番（坂本美智代君） それでは、ただいまから令和2年第2回定例会におきまして、通告書に従い、私の一般質問を行います。

新型コロナウイルスの感染症対策について。

環境問題について。

太陽光発電設置について。

以上、3点、町長にお伺いをいたします。

まず1点目に、本日、何人かの議員からも質問がありました、新型コロナウイルスの感染症に関する質問であります、重複しないように質問はしたいと思っております。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

本町では、幸い、新型コロナウイルスの感染症を発症された方は一人も出ていませんが、しかし、今、第2波の感染者が出ていることから、緊急事態宣言が解除された今こそ、私たち自身が気を緩めることなく、クラスターとならないよう、3密を避けることが重要と考え

ます。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

一つには、避難所への対策であります。近年、気候変動で、自然災害による河川の氾濫や土砂災害などが多発する中、今回の新型コロナウイルス感染症の発生による複合災害の対策が急務であります。

このたび避難所における新型コロナウイルスの感染症対策に関するチラシが危機管理室から配付され、「台風や大雨などの災害に備え、事前説明の準備とご協力をお願いします」として、5項目が記載されていました。

本町では、第1次避難所90か所、第2次避難所25か所、合わせて115か所あります。各避難所によって収容人数と収容できるスペースも違います。これまでの各避難所の避難人数と照らし合わせて、3密にならないために各避難所に出向き、代表者の方々と事前に協議をしておくべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの答弁でも回答させていただいたところでありますけれども、区長には、そういったことでお願いをしてあるところであります。コロナウイルスの関係で区長会等も開催できておりませんが、今後、開催した場合には、そういったことの徹底なり、詳細の打合せ等についても行っていきたいというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） このチラシがそれぞれ配布されたんですけれども、これ配られているだけなので、それぞれが読んでということでもあります。しかし、公民館等それぞれあるわけですが、避難所になっている場所によって、いろいろとスペースも違うということもありますので、やはり事前にそれぞれの避難所を確認した上で、午前中にも質問があり、再検討もしたいというふうなことでありますが、やはりそこで収容し切れないということが出てくると思います。そうした場合に、やはりその地域地域によって、3密にはなったらあきませんが、区長なり、その区の代表何人かに、きちっと町からの意向を伝えた上で、それぞれの区の住民に知らせるということが大事かと思うんです。

その中にも書いてありますが、避難生活に必要なものは事前に準備しておきましょうということがありまして、これまでは、台風等の水害の場合は、もし夜も越す場合やったら、自分で食事のおにぎり等を持っていきましょとか、そういうことでありましたが、今回は、やはりコロナのこともありますので、今日の京都新聞で、ちょうどこういった絵で、こうい

うものを準備しましょうと、こういうものを持っていきましょうというようなことが、載っておりました。

やはりこういったことも示した上で、お知らせをしたほうが一番、分かりやすいと思うんです。避難される方はほとんど、一人暮らし、そして高齢の方も多かろうと思いますので、そういったことも必要かと思いますが、今後、それこそ台風シーズンも来ますし、第2波も分かりませんので、悠長なことは言うてれないと思います。避難所は115か所もありますし。そういうことも考えましたら、やはり早急にそういった対応をするべきやと思いますが、その点を、お伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほど来もお答えしておりましたが、マニュアルに従いまして、そちらのほうにも新型コロナウイルス感染症に対する対策も盛り込みまして、対応していくということになろうかと思えます。議員おっしゃるとおり、その場所場所が違いますので、今までの避難状況等も参考にさせていただきながら、どれぐらいの避難者が今まであったかというところも大きく左右されてきますので、実際に即した過去の状況を判断しまして、早急に、具体的な対応を考えてまいりたいと、このように考えております。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、課長から、早急にこうした対策をしたいということでもあります。どこも畳の公民館が多いかと思うんですけれども、スペースにしても1人当たり何畳分とか、計算もできるかと思うんです。その場所場所によって、ここは何人と。

もし、入り切れないところだったら、そこ以外にどこが確保できるかと。この中には、それぞれ知り合い宅とかいうのもありますが、そのときに急にそういうわけにもいかないんで、やはり事前にそういうお願い事もきちっとしとくべきやと。備えを十分しておくべきやと思いますので、早急にそういった対策、対応をしていただきたいというのと、避難されたときに、やっぱり受付の段階で健康のチェックリスト、そういったものを置いとくべきやないかと思いますが、それぞれの避難所で、どういったものをしようとしてされているのか。

今回、6月補正でも、そういったマスク、手袋、消毒液、そしてパーティションとか体温計、そういった配備の予算が採択をされました。

先ほどの篠塚議員の質問の中で、パーティションは備蓄と合わせたら125セットと。そしたら、各避難所には1セットしか行かへんということになりますので、これで十分とは言えないと思うんです。また、その他にもやはりそういった消毒液とか。トイレなんか、その際その際、換えないとあかんし、ノブも消毒しないとあかんというようなのがたくさん出て

くると思いますので、十分こういった備蓄が賄えるのか、どのように考えておられるのか、物品の不足は出てこないのかどうか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） そういった総合的な、全体的なことを、もう梅雨に入りますので時間はないわけですが、早急にそういった対応を、きっちりできる対応を、今後考えさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） なかなかこれまでの災害のときの予防物品とは、また違うものも出てきていますので、早急にそういった対応をお願いいたします。

2つには、情報提供についてお伺いをいたします。本町の住民への情報提供は、主に広報京丹波「お知らせ版」やケーブルテレビ、ホームページ等によって周知徹底を図っております。しかし、今回、住民にとって特に関心の高い、5月15日発行の「コロナウイルス関連支援特別号」は、文字も小さく、高齢者にとっては読みづらい、そういった声をお聞きしました。私も読みづらかったです。今後ますます高齢化率も高くなる中で、必ずしもケーブルテレビやホームページ等で読まれる方が全員とは言えませんので、こういったお知らせ版で、目で確認される方も多くおられますので、やはり読みやすく、分かりやすい紙面の工夫が必要かと思えます。

こういったものが入ってしまして、これ10ポイントかなというぐらいなので、やはりこれは、これだけ高齢者が多い町であれば、ちょっと不親切かなと思えます。ぜひ今後、今日も東議員からもありましたように、そういった納付書の中に説明するものを分かりやすく、大きな、そして、できるだけ文字ばかりじゃなくて絵を入れるとか、絵で表すとかそういったことも工夫して、読んでいただけるという、そういったお知らせ版にするべきじゃないかと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 広報紙でありますけれども、皆さんからいただいたご意見も参考にしながら、読みやすい紙面になるように考えてまいりたいと思えます。当然、字の大きさもありますが、紙面の制約というのもありますので、字は大きいけれども何枚にもなるということになっても、また分かりづらいものになると思えますので、その辺のバランスで最適なものを求めていきたいというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 私たち議会広報もできるだけ、どんな字が一番読みやすいか、読ん

でいただけるかということも工夫しながら紙面をつくっております。やはり自分たちが読んでみて読みやすいというのが、住民も読みやすいんじゃないかと思っておりますので、そういったことを考えて今後お願いします。

三つには、生活保護への対応についてお伺いをいたします。新型コロナウイルスの感染で、休業要請による失業や減給による生活困窮世帯が増え、生活保護の申請が急増しています。厚労省によれば、2008年のリーマンショックでは派遣労働者が中心であったが、今回は、より幅広い層に影響が出るであろうとしております。京都市でも、申請件数が前年度比で4倍増となっていると報道されておりました。本町での生活保護への申請件数は、今の状況ではどうなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルス感染症の影響が出始めました3月以降に、新規の生活保護申請数というのは5件ということになっておりまして、そのうちの新型コロナウイルス感染症の影響を理由に申請が行われたというのは1件であります。緊急を要する方につきましては、引き続きまして京都府をはじめ関係機関と連携を図りながら、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 3月時点で5件と。そのうち新型コロナの関係では1件あったということではありますが、前年の3月ではどのぐらいの申請があったのか。これがコロナとは関係するとは思いませんが、どうであったか参考のために、分かる範囲でお願いします。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 今現在、前年度の3月分の資料をちょっと持ち合わせておりませんので、把握できておりません。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今回のコロナウイルスの感染のために、本当に生活保護の申請が大変、全国的にも増えております。そのことによって厚労省では、新型コロナウイルスの感染予防等のための生活保護業務等における対応について、生活保護の運用に関し柔軟な対応を取るよう、自治体に求めているとあります。保護決定に当たっても、速やかに決定するよう促しているということでもあります。

例えば就労できるか厳しくチェックしますが、こうした判断を留保することができる。それと、自動車の保有に関しても通勤以外は厳しい状況が、一時的な収入の減少で保護が必要となる人には柔軟な対応を求めていると。そして、医療で受診する場合、福祉事務所に行っ

て、医療券の発行をしてもらわなければ受けられないが、電話連絡などで受診できるというふうに厚労省から来ておりますが、本町での対応はどうであったのか、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） この間、本町の対応につきましては、コロナの影響で収入が減少されている方から相談がありましたけれども、中でも生活保護を申請するまでは考えておられませんでして、京丹波町社会福祉協議会を中心に対応いただいております、生活福祉資金の貸付けのほうへ、ご案内をさせていただくという対応が多かったように確認しております。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、課長から、新型コロナに関しては生活保護は1件ということがありました。参考に、相談が何件あって、そのうち、生活福祉資金貸付窓口のほうに移行された件数というのが、分かりましたらお願いします。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 京丹波町社会福祉協議会において対応されています制度が主に二つございまして、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の貸付けを行うという、緊急小口資金というものと、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付けを行うという、総合支援資金というものがございまして。

まず緊急小口資金につきましては、5月20日現在の状況で、相談件数は17件、そのうちキャンセルが2件あったということで、差引きをしますと15件の方が貸付けの決定を受けておられるなり、相談を継続されているというところでございまして。

それから、総合支援資金と言われるものにつきましては、相談件数は3件ということで、キャンセル等はございませぬので、貸付けの決定を受けておられるなり、審査待ち、相談の継続中というような状況と聞いております。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 4つに、私のところにもまだ届いておりませんが、全世帯に配布されている、国からの布マスクについて、手に取ってみていませぬので分かりませぬが、少し小さいとの声が多く聞かれました。現在、多くの皆さんがおのおので手作りをされ、不要と言われる方には回収ボックスを設けて、必要とする施設や事業所、また、学校等に配布する考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国から配布されますマスク、いわゆるアベノマスクでありますけれど

も、これにつきましては、私も、家にも届いておりませんが、私は、実際に届いたものを親戚等で見ただけですけれども、届いていないということもありまして、町民の方からの何らかのご意見等というの、ないという状況であります。

コロナウイルス感染症緊急事態宣言は解除されたわけでありまして、先ほど来、議員もご指摘のとおり、第2波、第3波の感染が予想される中でありますので、そのようなときにも備えて、各家庭で保管をいただいて、有効に活用いただくことがよいのではないかと、いうふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） それぞれの家庭に配られるようになっておりますので、一つは、そうして家庭で保管するというのも大事な事かとは思いますが、今それぞれお店のほうにも、割にマスクも流通して出てきております。そういった観点から、やはりちょっと小さいという方もおられまして、ずっと家で眠らすということも、せつかくの税金で作ったマスクでありますので、そういった必要などということも思います。必ずしも皆さんが要りませんと言われる方ばかりではないかと思うんですけれども、必要ないわという方がおられましたら本庁なり支所なりに、回収ボックスを設置しておくということもいいんじゃないかと思いますが、その点、再度お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町としての何らかの対応を行う考えは、現在のところありません。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 2点目に、環境問題についてお伺いをいたします。

厚生労働省によれば、この30年の間に少なくとも30もの感染症が新たに発見されていると言われております。この背景には、人間による秩序のない生態系への侵入や環境破壊など、動物と人間との距離が縮まり、それまで動物が持っていたウイルスが人間にうつることによって、新しい感染症が出現するとも言われております。

また、地球温暖化の問題も大きく影響を及ぼしております。これまでから地球温暖化を防止する対策の一つに、ごみの減量化への取組をまいりました。4月からビニール類の分別方法が変更され、船井郡衛生管理組合より「ごみの正しい分け方と出し方」の改訂版のパンフレットが全戸に配布をされました。今年の1月から試行期間を含めて、現在までにおいて周知徹底はできているのか、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 私も不勉強でありまして、厚生労働省が「人間と動物の距離が縮まっ

て、地球温暖化でウイルスが人間にうつった」という説は初めて聞くわけでありましてけれども、その件はともかくとしまして、4月からのビニール類の分別方法の変更につきましては、各地区の環境推進委員に周知等を協力いただきますとともに、広報紙やチラシなどの印刷物、ケーブルテレビの広報番組なり告知放送、町のホームページなどを活用して周知を図ってきたところでありまして。

その結果、分別方法等の変更についての問合せは若干あるものの、船井郡衛生管理組合からは、収集業務はスムーズに行われていると聞いておるところでありまして、こうしたことから周知は一定できているというふうにとらえておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今回、大変分かりやすい「ごみの分け方と出し方」、そしてケーブルテレビ等で、それぞれ女性の方が、実際、物を持ってしていただいて分かりやすかったのかと思います。やはりそういったことが少しずつ、皆さんに受け入れやすかったと思います。

二つに、ごみ袋の負担軽減についてお伺いをいたします。

以前から可燃ごみの袋が高いとの声を聞きます。今回の分別方法の変更により、可燃ごみとして排出する分類数が増え、ごみ袋の負担軽減を望む声があります。現在、税込み10枚入りで、小さい袋15リットル入りが330円、中の30リットル入りが660円、大の45リットル入りが792円となっております。近隣の亀岡市と綾部市を見ましても、2倍以上となっております。そのことから可燃ごみ袋の価格の引下げ、これを望む声があります。引下げをする考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田昇君） 可燃ごみのごみ袋の販売価格については、議員が今おっしゃったとおりであります。この可燃ごみのごみ袋代を引き下げたとしても、可燃ごみの処理料というのは変わらないわけでありまして、これを引き下げますと当然、船井郡衛生管理組合の収入が減るわけでありまして。この分をどう補填するかというのが今度は、課題として上がってきます。そうすれば、処理費は変わらないわけですから、船井郡衛生管理組合から本町に来ている賦課金が当然増えるということになります。そうしますと、現在はごみをたくさん出す人がたくさん負担しているという状況が、税金でいきますので、税金で一般会計から出すということになりますと、ごみの排出量が多い人も少ない人も一律負担をするということになります。それが公平なのかどうなのかということにもつながってくると思いますし、ごみの量をあんまり出してないけれども、負担金が増えるということになれば、ごみをもっと出さんと損するというようなことで、ごみの排出量が増えるのではないかというような懸念もあ

って、先ほどの消費税の話と一緒にすけれども、片方の面からだけでなく、両方から当然検討していくべきものであると考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 出るところは1つなのでということではありますが、ごみ袋に関して、どういう経路で、ごみ袋の値段がつけられるのかなど。亀岡市でいうたら10リットル当たりで見ましたら100円ですし、綾部市でしたら88円～95円。また、船井衛管の場合は176円～220円という、10リットル当たりを比較しましたら、お金のコストが違うんですけど、ごみ袋に係る計算、どういうことで、このごみ袋の値段を決められておるのか、分かりましたらお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 全てが把握できているわけではありませんが、一般的に言いまして、ごみ処理にかかる費用の全部じゃなしに、その一部を、ごみ袋を販売することによって賄っているというような状況でありまして、自前のごみ処理施設を持っている亀岡市、綾部市、また、船井郡衛生管理組合におきましては自前のごみ処理施設がなく、前はカンポリサイクルプラザに出しておりましたけれども、今は三重県のほうまで出しているというような状況がありまして、これも水道料金と一緒に、当然かかるコストに税金での負担もしながら、価格が決定されておるといふふうに理解をしているところであります。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、綾部市にしても、亀岡市にしても、それぞれのごみ処理施設を持っていることによって、その辺がごみ袋に比例するんやということであろうかと思うんですけども、特に在宅介護とか、赤ちゃんの紙おむつというのは、日に何ぼか、大変多くなるんです。そうしたらやはり、もし中袋であっても、毎週1回ずつ出しても2,640円要るんです。在宅介護の場合やら、赤ちゃんをお持ちのご家庭にしたら、臭いもあるということで、週に1回というわけにはなかなかいかないし、もしこれ週に2回で月8回となったら5,280円という負担なんです。

もし、整体的にごみ袋の価格を下げることは、今、町長おっしゃるには難しいというのであれば、町独自として、やはりこういった家庭に、子育て支援の一つとしてもよろしいし、介護のほうとしても補助をするという考えはないでしょうか。その点、ちょっとお伺いしたいと思います。通告にはありませんでしたけど、関連ですのでお願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今の状況では、ごみをたくさん出す人がたくさん負担をしてもらおうと

というような料金体系になっておるわけでありまして、それを町で別の形で負担するとしても、それは、どこかからコストが来るわけでありまして、皆さんの税金で、ごみを出す、出さなにかかわらず、その分が支援に回るというふうなことで、当然いろんな事情をお持ちの方に対する支援というのは考えてまいりますけれども、議員がおっしゃるように、ごみ袋の代金を引き下げて、それを全部、町からカバーするのが、私は公平な負担の方法になる、また、ごみの減量につながる負担になるとは、どう考えても結びつかないと思っておるところであります。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 全体的に、ごみ袋の価格の引下げというのは難しいというのであれば、やはりそういった限られた方にはなるわけですが、住民サービスの一つとして、町独自のそういった補助をするということも、前向きに検討していただきたいことを要望しておきますとともに、この船井郡衛生管理組合の議会には、本町の議会からは副議長と福祉厚生常任委員長も出ておられます。やはりこういった住民からの声もあったということも、ぜひ議会で取り上げていただきたいことを要望しておきたいと思えます。

続きまして、最後に、太陽光発電設置についてお伺いをいたします。

昨年の6月議会においても質問をいたしました。令和元年5月以降から現在までの届出件数は何件あるのか、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 事業用の太陽光発電の設置の届出というのは、令和元年5月以降25件であります。ガイドラインの目的に沿って、適切に設置されておるといふふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 5月以降は25件ということですが、これは、10キロワット～50キロワット未満の届出件数なんでしょうか。ガイドラインの中にも50キロワット以上、3,000平米以上の設置というのもありますので、この25件というのは、10キロワット～50キロワット未満の届出件数なのか、お伺いしたいのと、今、町長も言われましたが、平成29年8月に制定をされました「京丹波町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」に定められている要綱を遵守して設置されているということですが、そのとおりでよろしいのか、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 出力の関係につきまして、5月以降という区切りでちょっと申し

上げられないんですけれども、平成31年度ということをお願いしたいと思いますが、平成31年度は12件ございます。平成31年度の12件のうち、50キロワット以上を超えているのが1件でございます。

それから、ガイドラインに基づく届出をされているものにつきましては、ガイドラインに沿って工事着工から事業がなされているというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） もちろんガイドラインに沿って許可はされているかと思うんですけれども、課長も支所のほうからお聞きはされているかと思うんです。瑞穂地内での設置の件であります。支所が指導を十分されていると、現在しているということではあります。このガイドラインの中を見まして、計画の概要が明らかになった時点で、隣接する住民に説明会等の実施ということがあります。

そういった計画概要が明らかになった時点ですが、これは、いつを指すのか。そして、そのときにもう住民の方に説明はされたのか。説明会はできているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 隣接住民への説明につきましては、計画を立案して、事業を着工するときに説明をして、周辺住民の理解を得るということで、私のほうでは認識しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、ちゃんと計画を立案した時点でというふうに、町のほうは理解しているということではあります。ここで、やはり今問題になっているのは住民からの説明はなかったといった声があることなんです。事業者も全く顔を出してこない。連絡してもつかないと、こういった住民の声をお聞きいたしております。今、課長おっしゃったように、ガイドラインに沿って、きちっとしているというのであれば、そういったことは十分クリアできていると。できた上で、この設置にかかっていると。もう今、土台ができ上がっております。

そういったことを住民は不信感を持っておられますので、やっぱりそこに住んでおられるわけですから、住民にとっては毎日のことでもあります。ストレスもかかっておられます。病気の方もおられます。そういうことを考えましたら、このガイドラインというのは、次の質

間にもあるんですけども、やはり今後の住民のトラブル防止対策となれば、ガイドラインだけでは、これは不十分なんだと考えます。

また先ほどから隣の町のことを言いますが、南丹市では今年の1月、そして、亀岡市では2019年に、それぞれ条例を制定されて、やはり命令とか、そして、それに従わなかったら公表するとか、そうした強制力を持っています。やはり町は、住民の立場に立って声を上げていかなければいけないと思いますので、今、課長がおっしゃったように、これが本当にガイドラインに沿って、遵守して設置していると言えるのかどうか。今後のこともありますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議員がおっしゃっている件につきましては、まず今、事業をされている業者については事業を継承されております。2016年12月になりますけれども、立案をされて、翌1月に認定申請をされております。そのときには国のガイドライン、町のガイドラインもまだなかった時期のようございまして、その後、上空に電線がかかっているとかそういった問題もあって工事が一時、着手せずに止まってたという状況の中で継承されて、これは去年のことなんですけれども、引き続いてそれを今、土台、基礎の部分を、工事をされてきたということです。

その中で、十分な説明がないということで地元から相談がありましたので、業者に指導を行っています。業者から今、説明がなされているさなかでございまして。そういうことでも引き継がれてきましたけれども、改めてそうして住民の皆さんから相談がありましたので、説明をしてくださいということで業者に指導して、今、その対応がされているさなかでございまして。

条例の制定というお話も出ましたけれども、これも国では電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法というのがございまして、再エネ特措法と言われておりますけれども、それに基づいて、その事業の認定申請をされます。その認定申請をされる際には、申請書の中に国のガイドラインに従うということで、同意をすることになっております。同意をするということは、国がガイドラインで定めておりますのは法令関係の遵守はもちろん、自治体の定める指導要綱ですとか、ガイドラインも遵守するように努めなさいということも書いてありますので、それも含めて同意した上で申請がなされております。説明がなかったとか、また、事故等とか損害を与えたとかいうことになると、その法律に基づいて指導やら勧告、改善命令が出されて、適切な処理がなされることになりますので、条例とかガイドラインよりも前に、その法律を元に、指導がなされていると。町のほうも、国

のガイドラインに合わせて、それに沿って町のガイドラインもつくっておりますので、それに基づいて指導をさせていただいております。このような事例がありましたら再度、その業者に改めて連絡をして、説明するように指導しているというような状況になっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 国のガイドラインに沿って町もつくっているわけなんですけど、やはりこういった業者が、抜け穴といったらおかしいですけど、その着工する時点が、平成29年度の9月以降には届出しなさいとなっているのに、ガイドラインに沿ってできていないということは、この時点でもう既に、その業者自体が違法というたらおかしいですけど、沿っていないということが言えると思うんです。こういった指導はもちろんするべきであります。もちろん町民のためにもそうですし、指導は当たり前やと思うんですけれども、指導、指導で終わってしまって、どんどん進んでいったらどうなるんやというのが、町民の不安なんです。その辺を考えましたら、やはりガイドラインでは十分とは考えられないんやないかと私は思うんです。

それで町長にお聞きしたいんですけれども、ガイドラインで十分と考えておられるのか。住民の環境を守るというのが町の責務でもありますので、そういったことも鑑みて、やはり条例をつくる方がいいんじゃないかと私は考えます。その点の町長の見解をお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 事業者に対しましては先ほど来出ております国のガイドライン、それから町のガイドラインで、不備がありましたら指導を行っていくというようなことにしておりますので、現時点で条例を制定するというような考えは持っていないところであります。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今回のこうしたガイドラインというのは、そういった住民とのトラブルを防ぐために、京丹波町もガイドラインをつくったのでありまして、やはりトラブルを防ぐためのガイドラインがしっかりと守られていなかったら意味がないと思いますので、ぜひ今後きちっとそういったところ、事業者に対しての対応もしていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は、3日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

散会 午後 3時09分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 北尾潤

〃 署名議員 山下靖夫

〃 署名議員 篠塚信太郎

〃 署名議員 森田幸子